

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
1	1	5	「はじめに」と「(検討の背景)」の間に外来生物対策の基本方針を明記すべきである。	「今後講ずべき必要な措置」には、何の為に外来生物対策をしなければならないのか基本的な方針の記述がない。例えば、「生物多様性国家戦略2012-2020」の第3の危機で記述されているような方針を前文として述べるべきである。今後「今後講ずべき必要な措置」が単独で配布された場合、そもそも論が不明確になる可能性がある。	何のために外来種対策をしなければならないかについては、パブリックコメント版2ページからの「(外来種問題の基本認識)」に記載しているところ。現状と今後講ずべき必要な対策の方針については、本報告書全体でまとめているところ。		
2	1	17	「用語等の整理・・・」：後に出てくる「特定外来生物」や「侵略的外来種(P4L3)」の用語の説明を追加する。	外来種と国内外来種の説明はあるが、それらの説明がないため。	ご意見を踏まえ、P16L29の後に、下記の文を追加します。 「○侵略的外来種：外来種のうち導入又は拡散した場合に生物多様性を脅かす種(第6回生物多様性条約締約国会議決議付属書(平成14年4月)) ○特定外来生物：海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(外来生物)であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(在来生物)とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして外来生物法に基づき指定される生物。輸入・飼養等が規制されるほか、防除を行うこととされている。(外来生物法)」	○	
3	1	17	外来生物が引き起こす問題は種レベルのものだけではなく、「外来種」「外来種問題」ではなく、「外来生物」「外来生物問題」に言い換えるべきです。実際、水辺においては外来魚(国内産も含む)の密放流などの私的な放流だけでなく、漁協や地方自治体などの公共の放流事業によっても遺伝的攪乱が起きている現実が、種レベルでしか問題が認知されていないことを示しています。また、本来は国内由来であろうが海外由来であろうが、生物に国境線は関係ありませんので、「外来生物」は「外来生物」で余計な注釈をつけずに統一し、その上で、特殊な使用例として外来生物法上の「外来生物」を指す場合にだけ、そのように注釈をつけるべきです。さらに、「外来生物問題」の定義についてですが、外来生物が問題となる場合の条件として外来生物が人間の管理を離れて自然環境下に定着しているという点が重要です。でなければ、稲も家畜も園芸品種も問題だということになりかねませんので、この点を予め定義しておけば無用な混乱は避けられるでしょう。		本報告書における用語の定義はp1L17～32及び、p2の図に整理をしているところです。		
4	1	25	オオクチバスの 指定解除	この部分について、わが国に自然分布がなく との記載ですが、オオクチバスは、1925年に輸入されてからすでに80年以上経過しており一般的に魚類の寿命は交代は5～10年のものが多く、そこから考えた場合少なくとも5世代以上、世代交代を行っていると考えます。その場合、わが国に自然分布 の中に取り込まれていると考えるのが適切です。よって「オオクチバスの 指定解除」を検討頂きたいと考えます。	外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。オオクチバスは本来我が国に生息域を持たないものであり、年数が経って自然分布の中に取り込まれていると見ることは適切ではありません。外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす又はそのおそれのある外来生物を特定外来生物に指定しています。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
5	1		国内外来種を取り上げたことは、大変有意義であると思います。	在来生態系保全のために	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
6	2	1	ここに書かれている基本認識自体は間違っていないと思いますが、その基本認識が正しく共有されないことこそが、問題が解決しない大きな要因となっているという認識も持つておくべきです。生物多様性を守ろうとする努力を、民族差別やナチズムに結び付けて論じる人は未だに後を絶ちません。具体例としては、ノーベル賞受賞者が多いことでも知られる有名国立大学の教授という地位にある人間が、講演で琵琶湖の外来魚を外国人に例えて喝采を浴びることが実際にありました。 正しい基本認識を持っている人間からすれば、あまりにレベルが低すぎていちいち訂正する気も失せるような誤解ですが、こうした無知で無理解で無神経な誤解こそが、現実には問題解決を阻む一番の障害となりうることから、この手の馬鹿馬鹿しい誤解でも一切を無視するのではなく、「今後解決すべき多くの課題」の一つとして認識し、きちんと向き合う努力をするべきと考えます。		ご意見を踏まえ、P3L11からの文について、下記のとおり修正します。 「しかし、目標が明確でなかったり、効果が…(略)…地域ごとのきめ細かな対策、効果的な普及啓発等、我が国の生物多様性を保全するために、外来種問題には、今後解決すべき多くの課題が存在する。」 なお、外来種問題や生物多様性に係る正しい理解を得ることが必要であるため、普及啓発等の必要性について、3(7)に記載しているところです。		
7	2	1	我々の税金を動物、生き物を殺すことに使うな。動物、生き物の命を守り、我々の生き方を改める事、それによって日本固有種以外の種とも共生する方法を追求せよ。 生活習慣や食週間などが日本古来のものではなく、経済や産業重視であらゆる事や物を受け入れている中で、自称専門家などが外来生物種と位置づける生物のみを排除しようとし殺害する事は大きな誤りであり、外来生物法を作成した者は根本的な認識を改め、案を白紙に戻すぐらいの気持ちで新たに取り組むべきである。	理由などは書かなくても十分に理解している事だと考える。もし理解ができず実行もできないようであれば、この案件に関わるべきではなく、生物多様性と日本と地球と未来の子供達のために直ちにこの職を辞すべきである。 外来種だからと同じ命を命と見ずに根絶せよ、殺してしまえと考える者、それを案に記載する者などは外来生物の問題に関わるべきではない。その考え方は人種差別からくる民族浄化、大量虐殺と全く同じである。 この案の作成に関わったすべての者が日常的にどれだけ他者の命に配慮した生き方をしているのか、またその意識がどれほどある者が関わっているのかをきちんと我々に示してもらいたい。 そして案が作成されてからの意見募集ではなく、案の作成の段階から関わる事できるように配慮してもらいたい。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。		2件
8	2	13	遺伝面を課題としていることに賛同します。	「長い進化の過程で形成された地域固有の遺伝的形質の変化」は、国内外来種、国外来種に共通する問題であり、今後の課題として重要視している点、大変すばらしいと思います。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
9	2		図 在来種以外の生物は全て捕獲し処分すべきである。 また持ち込んだ者が特定できる場合は罰則強化を図るべきである。	日本国内の生態系維持のために外来種対策を施すのであれば、「外来種は生物として日本国内に存在してはいけないもの」として扱わざるを得ず、外来種の絶滅危惧の有無にかかわらず、日本国としては排除するしか日本在来種の防衛は無理と思われるため。	外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、飼養管理を徹底していくことが必要と考えます。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきものと考えます。 なお、外来生物法においては、法律に違反して特定外来生物の輸入等を行った場合には、懲役・罰金等の罰則が厳しく設けられているほか、特定外来生物の防除が必要になった場合において、その原因となった行為をした者がいるときは、その費用の全部又は一部を負担させることができることとなっています。		
10	3	3	オオクチバスは当該箇所にあるように利用価値のある魚種であることから、特定外来生物指定から外して、適切な管理の下利用すべきである。	オオクチバス釣りは、他の釣りと比較しても利用人口も多く、それに付随する釣具メーカー、ルアーショップ、フィッシングガイド、ポート店、釣り場近郊のコンビニエンスストア、宿泊施設など経済効果も高く、本種の在来種への食害ばかりが取り上げられる現状は不適切であると感ずるからです。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものです。		
11	3	5	外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、漁業対象種等として利用され、我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものもある。	ここに書いてあるように多くの外来種が経済的にも、文化的にも多くの役割を持つようになりました。これからはやみくもに駆除するのではなく、利用する外来生物と駆除する外来生物を分けて考えるべきです。セイヨウマルハナバチやブラック・バスのように経済動物として大きな役割を持っています。今の外来生物法では「飼育」「移動」等があまりにも制限されていて、経済活動ができなくなっています。以前に話が出ていた「ゾーニング」を視野に入れた改定を望みます。	外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、管理を徹底していくことが必要と考えます。 また、生態系等に被害を及ぼす外来種については、そうした被害が発生しないよう防除を行うことが必要と考えます。		
12	3	10	特定外来生物の防除を行う場合、環境省への事前申請と内容に関して審議し、許可する制度にすべきです。	目標が明確でなければ、効果が不十分になるのは自明の理であり、ただの動物虐待であるため。もし、そのような事業に血税が投入されているようなことがあれば、許されることはありません。環境省が防除をおこなおうとするものを監督、助言、指導することにより、公然とした動物虐待でなく、止む無く行う意義のある事業であることを、はっきりさせることができると思料します。	P13L27～31の、「計画的な防除を推進する観点から、地方公共団体、民間団体が外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けるよう引き続き推奨する」に記載されているとおり、防除の取組が円滑に進むよう防除計画に基づき防除を実施することが必要と考えますので、原案のとおりとします。		
13	3	13	定着経路に関する記述は、「生物多様性国家戦略2012-2020」の記述と同様、具体的に記述すべきである。	国家戦略の記述は「2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。」としている。	ご指摘の箇所は外来種対策の課題の概要を例とともに示しているところであり、ご意見のような今後講ずべき対策の詳細について記述するには適当な箇所ではないと考えますが、13ページ3行目以降について、下記のとおり修正します。 「非意図的に・・・(略)・・・生産・流通などの現状を把握した上で、導入や定着を防止するための経路の管理について、輸入業者等の協力を得ること等も含め、より効果的な対策を検討する必要がある。」		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修正有無	意見数
14	3	15	「等」の前に、普及啓発について加筆していただきたいです。例えば「効果的な普及啓発の不足」のような。P15L6、同L19など随所に普及啓発について記載して下さっておりますが、「外来種問題の基本認識」という重要な項目のP3L15に加筆していただきたいと強くお願いいたします。	外来種、外来生物の意味を知っている人は6割、7割というのですが、本質は一般には理解しづらいのが現状ですね。したがって、現場の対策が効果的、効率的に進められる程度の深さの理解度がほしい、というのが正直なところでは。	ご意見のとおり、P3L11からの文について、下記のとおり修正します。 「しかし、目標が明確でなかったり、効果が…(略)…地域ごとのきめ細かな対策、効果的な普及啓発等、我が国の生物多様性を保全するために、外来種問題には、今後解決すべき多くの課題が存在する。」	○	
15	3	18	外来種対策をめぐる主な動向の記述で生物多様性基本法の記述があるが、外来生物法の上位法として位置付けられたことを明記すべきである。	処々の法律が並列で述べられているが生物多様性基本法は、外来生物法の上位法であり、特に第三条の基本原則は、順守すべき重要なことが明記されている。法制度の上下関係を明確にすべきである。	ご意見を踏まえて、P3L33を下記のとおり修正します。 「…(略)…その後、 <u>外来生物法も含めて生物多様性に関連する個別法全体を束ねる基本法として生物多様性基本法(平成20年法律第58号、平成20年6月施行)が制定された。同法では、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則が定められたほか、生物多様性国家戦略の策定が国に義務づけられた。これを受け、同法に基づく最初の国家戦略として生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)が策定された。</u> 」	○	
16	4	2	「2020年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される」について。もっと分かりやすく「生きている動物に順位をつけて根絶殺害に取り組む」と読み手が意味を取れるよう、もっと文章をわかりやすく書いてください。こんなふうに回りくどく言っているのは逃げでしかない。		ご指摘の箇所については、生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標(個別目標9)「By 2020, invasive alien species and pathways are identified and prioritized, priority species are controlled or eradicated, and measures are in place to manage pathways to prevent their introduction and establishment」を和訳したものであり、原案のとおりとします。		
17	4	4	水族館、動物園の展示生物に対する規制に関する議論に当たっては、公益社団法人日本動物園水族館協会の意見を十分に徴し、その飼育管理の実態を踏まえた適切な対応をとること。	水族館、動物園における希少野生動物の種の保存、外来種問題の普及啓発等の事業の振興に支障をきたすことがないようにするため。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
18	4	27	特に5頁11行目から17行目にかけて、明らかに問題のある外来生物が社会的影響に配慮して規制対象から外されている実態が書かれていますが、一言で外来生物と言っても、その拡散・定着の経緯は様々で生態もそれぞれ違います。その様な外来生物を全部同じように一律規制するから、余計な影響まで懸念しなければならなくなるのであって、より柔軟に実態に合わせて規制を実施できるような栽培/飼育や輸入の禁止、譲渡しや運搬の禁止等、各種規制の種類を指定種毎に、段階的にあるいは個別に選択できるように法改正すべきです。そういった工夫をしないうで、法的規制による影響を理由に、問題のある外来生物を特定指定すらないというのでは法律を作った意味がありません。法的規制による影響を理由に何もしないのは無能の言い訳です。		特定の種の選定の是非については別途検討されるものですが、ご意見を踏まえ、P.11L33以下の文章を追加します。 「○我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって大量に遺棄される等の弊害が想定される外来生物については、段階的な規制の導入などの弊害が生じないような経過措置を講じた上で、 <u>特定外来生物に指定することを検討すべきである。</u> 」	○	

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
19	4	27	外来種対策をめぐる現状と課題に項目を加え、防除が進み個体群が減少してきた時の基本的な対策について記述を加えるべきである。	マンガスやタイワンザル、アカゲザルなど防除事業が進み、個体数が減少し根絶に近くなっているケースがある。しかし、行政的には費用対効果が上がらない状況から予算削減が強られる。外来生物の根絶を目指すためには、むしろ根絶を完了する段階で相当の予算投入が不可欠であり、関係主体に周知させる為にも、記述を加えるべきである。	ご意見の趣旨を踏まえて、P13L24の後に、以下の文章を追加します。 「 <u>特に根絶の実現性、生態系の保全効果、低密度管理とのコスト比較等も踏まえ、根絶が望ましいと判断される場合は、根絶間近で捕獲数当たりのコストが増加しても、根絶に至るまでの防除の予算を継続的に確保する必要がある。</u> 」	○	
20	4	29	・特定外来生物の選定に意見 第一次指定種で国民からパブリックコメントが寄せられ、オオクチバスの選定に反対の意見が9万超えの意見が集まったにも関わらず、1万に満たない賛成意見が通ったことは民主主義に反する行為であり、第一次指定種のオオクチバスを指定する事に反対した意見を無視しないでいただきたい。	・国外から持ち込まれた魚類の中にはオオクチバスが指定された理由と同じく、魚食や虫食の食性を持つ魚がいますが、ニジマスや鯉などいますが指定種から外されました。 ニジマスや鯉は養殖業も成り立っている魚種であり、経済効果をもたらすことが指定種から外れた理由であればオオクチバスも釣り愛好家によって経済効果をもたらす魚種である。 鯉などは魚食、虫食、魚卵食など雑食であり、個体の大きさから在来種に与えている影響は大きいのに指定種から外された理由が食性であるならば判断基準がわからない。 全国各地で行われているオオクチバスの駆除では魚網購入などで不正が行われている事実があり、摘発された例もある。オオクチバスの駆除をするという名目で補助金の不正受給を目的とする為、指定を後押ししたとも考えられる。もう補助金という名の税金の無駄使いは止めましょう。本当に必要な所に使っていただきたい。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定されています。選定の基本的な考え方については、「特定外来生物被害防止基本方針」(平成16年10月閣議決定)に整理をされているところです。 また、パブリックコメント版11ページ2行目に記載しているとおり、被害の状況やその危険性の科学的評価等を踏まえ、必要に応じて今後も特定外来生物を追加的に指定していくことが必要であると考えます。 なお、パブリックコメントは多数決で案を決めるために実施しているものではありません。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
21	4	30	「オオクチバスの指定解除」	<p>指定前からすでに定着していて拡大もしておらず、西湖においては絶滅したと思われるクニマスの生息が発見されましたが、西湖ではオオクチバスは古くから生息していますし琵琶湖でも古くからオオクチバスは生息していますが、絶滅したと言われるアユモドキも生息が確認されていますし、結果、言われるほど侵略的な魚でもなく、他の湖においても、他の種と共存できていると思います。把握しづらい水の中の事で、減らず、取り除くという事では、何も解決しないと思います。希少種と云われる様になった種に関しては、私はある湖を40年ほど見てきてますが、一時期の水質悪化（赤潮や汚水の垂れ流し等）や道路を通すための葦原の大幅な伐採、河川等のコンクリート護岸化による産卵場の大幅な減少が大きく作用していると思います。一定の種を取り除こうと考えるより、希少種を守る為には、湖や河川の自然環境を保全する事が重要かつ効果的だと思います。希少種を保護する為には、ある一定の外来種の駆除を行う事は、生態系を今まで以上に崩す事にもなり、やり方によっては希少種をも絶滅に追いやる危険性も伴うと思います。河口湖ではオオクチバスと上手く付き合い利益をもたらしていると聞きますし、オオクチバスを釣りに行く人は、その地域の飲食店やコンビニエンスストア、貸しガレージも利用しますし、宿泊する人もいます。その地域に何らかの利益を生み出している魚だと思えます。また、釣り業界と言う産業を支えている大切な魚の一種だと思えます。</p> <p>琵琶湖においてはオオクチバスのワールドレコード（世界記録）が出た湖でもあります。しかし、リリース禁止条例や特定外来生物指定もあり、世界の釣り人が釣りをしに観光に行きにくい環境になっていると思います。上手くオオクチバスを利用すれば世界記録を狙いにくる海外の人も出てき観光産業にも利益を与える魚だと思えます。</p> <p>もちろん釣り人のマナーなども含みオオクチバスで利益を得ている釣り業界の徹底したマナーの啓発、教育徹底など問題もありますが、オオクチバスの管理体制（持ち出し禁止、生息数の把握、不必要分の駆除）は、確約の上の事ですが、偏った意見かも知れませんが、どうかご検討をお願い致します。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定されています。</p> <p>また、ご指摘のとおり、外来種対策は生態系管理の一環として、外来種防除等とあわせてその他環境保全の対策を実施していくことが重要と考えており、P14L10等にもその旨を記載しているところです。</p> <p>また、国内由来の外来種についても、考え方を整理し、新たな外来種問題が引き起こされないよう、普及啓発をしていくことが必要と考えており、P4L17以降にも記載しているところです。</p> <p>ご指摘のとおり、外来種問題は社会全体で取り組んで行く必要がありますが、国、地方公共団体、企業、民間団体、国民などの役割を明確にして、多様な主体と連携して推進していくべきであることについて、P15L3以下でも記載しているところです。</p> <p>なお、ご存知の通り、特定外来生物については、防除とあわせて輸入・飼養等や野外への放出を規制しており、その飼養等管理の徹底の必要性については、3(2)等にも記載しているところです。</p> <p>なお、外来生物法で特定外来生物の釣り自体を禁止するものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
22	4	31	オオクチバスの指定解除	<p>指定前から拡散の拡大もしておらず、減少傾向にもあり、最近ではかなり前からバスの棲息している西湖で絶滅していたと言われるクニマス（国内外来種）が生息していたことが発見され、言われているほど侵略的でもなく、他の湖においても他の種と共存出来ている。種の絶滅に関しては、器（湖や池沼）の中身ではなく、器を取り巻く環境が重要であると思われ、種を取り除くよりも、環境を保全することの方が重要かつ有効的だと思います。そういう風にして行かなければ、クニマスは、国内外来種として、駆除すべき存在にもなりえます。琵琶湖では、絶滅したと言われるアユもどきも、別場所で国内外来種の扱いになりますが、生息が確認されています。ソコにもバスは生息しており、結果言われるほど侵略的ではないという結果になると思います。希少種を保護する為には、外来種と言う括りで駆除を行うことは、再び生態系を崩すことにもなり、その希少な国内外来種を再び危機に追いやる危険性をはらんでいると思います。更には、その希少な国内外来種もやはり駆除対象になりえます。そして、オオクチバスにおきましては、釣り業界と言う産業を支えている益魚でもあります。河口湖漁協など、漁協を支えている益魚でもあります。付き合い方によっては、とても利益を発生させます。釣り業界、利用漁協などから、使用料や環境利用料などそういう様な税金でもなんでもいので、お金を徴収し、ソレを、環境保全や環境の調査費用にして、希少な国内外来種を守るようにする方が種は守れるのではないかと思います。もちろん、そのお金でバスが多すぎるので抑制する。などもイイと思いますし、拡散、流出をもっとしっかり厳格に取り締まることや設備を投資するのでもイイと思います。見えずらい把握しづらい水の中の事は、減らす、取り除くと言う事では、ナニも解決しないと思います。</p> <p>絶滅していた魚が何十年後に発見されるくらいですし、漁として獲り続けているデ漁獲データの推移を見ても、その変動の多くは自然環境（天候や気候）とその器（湖や池沼）を取り巻く自然状態の影響が色濃く出ていると思います。</p> <p>その周りの環境を保全することの方が、何十倍もの効果で水の中の生態系を守っていけるのではないかと思います。その、守るための資金を言われているほど侵略的ではないオオクチバスであれば産むことも可能ではないかと・・・。オオクチバスの釣りは、多くの人を水辺の虜にし、自然環境への関心を持たせるという役目も果たしてくれると思います。もちろん釣り人のマナーなども含みオオクチバスの使用する釣り業界や漁協の徹底したマナーの啓蒙、教育徹底実施、オオクチバスの管理体制（持ち出し禁止、生息数の把握、不必要分の駆除もする）は、確約の上のことですが。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定されています。</p> <p>また、ご指摘のとおり、外来種対策は生態系管理の一環として、外来種防除等とあわせてその他環境保全の対策を実施していくことが重要と考えており、P14L10等にもその旨を記載しているところです。</p> <p>また、国内由来の外来種についても、考え方を整理し、新たな外来種問題が引き起こされないよう、普及啓発をしていくことが必要と考えており、P4L17以降にも記載しているところです。</p> <p>ご指摘のとおり、外来種問題は社会全体で取り組んで行く必要があり、国、地方公共団体、企業、民間団体、国民などの役割を明確にして、多様な主体と連携して推進していくべきであることについて、P15L3以下でも記載しているところです。</p> <p>なお、特定外来生物については、防除とあわせて輸入・飼養等や野外への放出を規制しており、その飼養等管理の徹底の必要性については、3(2)等にも記載しているところです。</p>		3件

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
23	4	31	<p>オオクチバスの指定反対が9万5620件、賛成が1万2195件。平成17年に施行され時に国民の意見を無視し完全な独裁的な決め方でオオクチバスを特定外来生物に指定された。コクチバス、ブルーギルを含むとなっている。コクチバス、ブルーギルとは別で考えてほしい。オオクチバスを特定外来生物から外していただきたい。</p>	<p>まず、在来種の生態系に本当に関与している原因が何であるかを明確にして欲しいです。日本の在来種が減り、外来種が増えた時代もありましたが、生活排水、農業用の農薬、本当に日本の在来種が減った理由はなんなのでしょうか？もし生活排水や農業用の農薬が原因であれば、人は外来種に逃げ道を求め一時的に言い逃れで外来種を利用していることとなります。今、外来種も減る傾向にある池や湖、生命感の少ない池や湖ができています。何も棲めない湖や池を造る為の法案ならそんな法案は不要です。根本的に考え直した方がいい。本当に外来種が原因なのではないでしょうか。その点を明確にした上でそのようなデータがあれば必ず開示してください。人の影響は無いということは言えないはず、なので外来種の要因が大きいという明確なデータの開示を求めます。また、生き物を扱う基本として共存ができているなら生き物を殺す法案や条例を作る前に共存の道を選ぶべきだし共存できる方策を検討し見極めるべきだと思います。共存の道ができないものを特定外来生物に指定していくことを検討すべきだと思います。そしてブルーギル、コクチバスとオオクチバスは違う魚種であり性質も違う魚種です。本にもされていますがブルーギルは全ての在来種を壊滅にさせたことのある魚種なので一つにまとめるべきではないと思います。ブルーギルとコクチバス、オオクチバスを一緒に考えることは間違いだと思います。もっとオオクチバスを理解した上で法案を決めてほしいです。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定されています。          外来種による生物多様性への影響については、「生物多様性国家戦略2011-2020」(平成24年9月閣議決定)においても、開発等による生息・生育地の破壊等と並んで、我が国の生物多様性の危機のひとつと位置づけられています。また、我が国の生物多様性総合評価においても、その影響は増大していることが指摘されていますが、ご指摘のとおり、外来種対策は生態系管理の一環として、外来種防除等とあわせてその他環境保全の対策を実施していくことが重要と考えており、P14L10等にもその旨を記載しているところです。          また、ご指摘の通り、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルは異なる生物種であり、対策の方法についてはそれぞれの生態的特徴を鑑みて実施していく必要があると認識しています。なお、パブリックコメントは多数決で案を決めるために実施しているものではありません。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修正有無	意見数
24	4	31	<p>外来生物法は、外来種の移植や輸入を禁止しておりますが、私自身、外来種に限らず、その場（魚類に限らず）に住んでいる生体を無闇に他所に移動させる行為を禁止する事に関しては賛成です。が、同時に現在の日本のオオクチバスやコクチバスの生息状況および、日本に移植された年月を考えると、既に日本の生態系に組み込まれ、生物の循環が出来上がっていると自分は考えております。特にオオクチバスにおいては、北海道を除くほぼすべてのエリアに生息しておりますし、それを除去する事は不可能と考えております。そして、その不可能な事（駆除）に税金が投入されている事には反対です。</p> <p>ブラックバスは日本の釣り産業および釣り人にとっては、極めて有益な魚であり、駆除したい場所があると同じく、有効に活用したい場所も多く存在します。駆除したい場所で、釣り人を利用した駆除等が行われていたりしますが、自分が好きな魚の駆除に喜んで協力する釣り人は非常に少ないと思われまます。有効活用したい場所においても、移植が禁止されている為に、そのフィールドの自然産卵に頼るしかなく、衰退していつている釣り場も多く存在しています。そこで、思うのは基本は外来種の移植や移動を禁止する外来生物法ではありますが、許可を取ればブラックバスの生体を他所の水系に移動させる、もしくは養殖&amp;放流が可能になる等の特例を認めて頂きたいと願います。</p> <p>駆除したい場所（バスを減らしたい場所）、有効活用したい場所（バスを増やしたい場所）のゾーニングを進める事によって様々な方向性が見えてくるのではないのでしょうか。例えばの話ですが、駆除したい場所で捕獲したバスを有効活用したい場所に移せるような特例を認めて頂ければ、双方の利害が一致するでしょうし、駆除を目的とした釣り大会であっても協力してくれる釣り人は沢山いるのではないかと思います。今の現状のまま行けば日本の釣り産業は衰退していく一方でしょうし、私自身、何時も生活の危機感にさいなまれております。</p> <p>外来生物法の趣旨および目的に、『生態系、人の体・生命、農林水産業への被害を防止』とありますが、その外来生物法によって、生活の危険にさらされている人が沢山存在する事も知って欲しいと思います。その点において現状の外来生物法には改善すべき点、および改善して頂きたい点が多数あると考えております。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定されています。オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、外来魚の駆除により、在来魚の種数など、在来生態系が回復している水域も確認されています。また、特定外来生物については、防除とあわせて輸入・飼養等や野外への放出を規制していますが、特定外来生物に指定される以前から継続して飼養等していた養殖業等については、基準に適合した施設等において、許可を取得して飼養等することが可能です。しかし、他の水系等に移動させるなど、野外に放流することは、その生息域を広げ生態系等への被害を増大させることが強く懸念されるため、違法行為となっております。また、外来生物法では、オオクチバスの釣り等の行為を禁止しているものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>		
25	4	31	<p>オオクチバス、コクチバスの再放流禁止などの県条例をなくしてほしい。</p>	<p>県条例については、環境省は関係ないと言われそうですが、そもそも発端は環境省が決めた事なので、ここに書かせてもらいます。なぜ釣った魚を意味もなく殺さなければいけないのか？あなたは、自分の子供に釣った（つれてしまった）オオクチバスを殺すことを教えますか？私は子供にそんな事を教えるつもりはありません。条例さえなければ、ルールを守った釣りが出来ると思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定されています。外来生物法では特定外来生物のキャッチアンドリリースを禁止しているものではありません。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
26	4	31	オオクチバスの第一次指定の解除を希望します。	私は琵琶湖においてオオクチバス釣りを趣味としております。琵琶湖では、滋賀県の条例によりリリースが禁止されております。オオクチバスの回収ボックスが所々に設置されています。釣った事により死んでしまった魚を入れるのは出来るのですが、そこに釣ったオオクチバスを私の手で殺し、放り込むという行為は耐え難いです。まして、私の子供達と釣りに行った場合、もしオオクチバスが釣れたら子供達に魚を殺させなければなりません。とても辛いです。在来種を守る為には、オオクチバスを駆除する事よりも本来の自然を取り戻す事を考えていこう、と子供達と話しています。在来種の減少の理由のひとつに、オオクチバスの存在が有ると同時に、湖岸の開発による在来種の産卵場所の減少や在来種が住み続けて行けない水質の悪化も感じています。オオクチバスの指定が解除されれば駆除しなくて済み、その予算を自然を取り戻す為に使う方が有意義に思います。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定されています。オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、外来魚の駆除により、在来魚の種数など、在来生態系が回復している水域も確認されています。なお、ご指摘のとおり、外来種対策は生態系管理の一環として、外来種防除等とあわせてその他環境保全の対策を実施していくことが重要と考え、パブリックコメント版14ページ10行目に記載しているところです。		
27	5	2	特定外来生物の選定基準の見直し等が必要と考える。	シカ科の特定外来生物は、家畜伝染病予防法や検疫法の規制により輸入が困難であり、動物園のような施設外への逸出が困難な状況下で飼養され、かつ飼養数が極端に少なくしている種（たとえばシフゾウやワピチなど）については、国内の生物多様性に悪影響を及ぼす危険は低いと考えられ、規制の緩和、撤廃をしても差し支えないと考えるため。	特定外来生物は我が国の生態系等に係る被害を及ぼす又はそのおそれのある外来生物を指定しています。過去には展示施設からの逸出等により野外に定着した外来種も存在することから、こうした外来生物については、引き続き輸入・飼養等の規制を行い、適切に飼養等管理が行われることが必要と考えます。		
28	5	11	ミシシippアカミミガメやアメリカザリガニなど、生態系に悪影響を及ぼしており、広く飼育されているとして要注意外来生物に選定されている種についても、段階的な対応策を検討し、将来的に特定外来生物に指定し、防除していく方策を考えるべき。	もっとも身近で、生態系に悪影響を与えている種が、野放しになっている現状は問題であり、将来的な展望を示すべきである。	特定の種の選定の是非については別途検討されるものですが、ご意見を踏まえ、P.11L33に以下の文章を追加します。 「○我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって大量に遺棄される等の弊害が想定される外来生物については、段階的な規制の導入などの弊害が生じないような経過措置を講じた上で、特定外来生物に指定することを検討すべきである。」	○	
29	5	13	法的規制をかけることによる大きな社会的影響が懸念されるが故に、特定外来生物の指定対象となっていない生物と法的規制をかけることによる大きな社会的影響が懸念されていたにも関わらず、指定対象になっている生物との格差を是正すべきです。	パブリックコメント史上、最大級の意見数となった、ブラックバスの指定には踏み切ったにもかかわらず、インドクジャク等は、何故指定しないのか、理解に苦しみません。インドクジャクの飼養など、全国的に見て、大きな社会的影響があるとは思えません。ミシシippアカミミガメのサルモネラ菌騒動のように、マスメディアの無責任な報道などによる「野良ガメ」が大量に発生したことによる全国規模の自然環境の改変がおきたことは知られていますが、これに匹敵するような懸念があるのでしょうか。何故指定できないのか、説明責任を果たしていないのではと危惧します。地域的な影響を受け、指定されたグリーンアノールとの差は、実のところどこにあるのでしょうか。このような格差は、早急に是正すべきと思料します。	個別の生物種の選定は別途検討されるべきものですが、P11L1以降に記載しているとおり、外来種ブラックリスト(仮称)の作成も通じて、必要に応じ、科学的評価等を踏まえ、特定外来生物を指定していくことが必要と考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
30	5	15	税関、植物検疫、動物検疫等、他の法令と重複して、外来生物法による規制を設ける必要があると考える。	現状、他の法令による規制だけでは不十分であり、二重、三重の法の規制をかける必要がある。	ご意見の趣旨について、P11L17に記載しているとおり、他の法令で規制されている種についても、外来生物法と同等の規制がなされておらず、生態系等に係る被害の防止の必要性があると認められる場合は、特定外来生物の指定を検討する必要があると考えています。		
31	5	22	賛同します。	アカゲザル問題を取り上げていただき、ありがとうございます。外来種問題の中でも、交雑問題は、一般の方々に理解、納得が容易ではないようであり、国内外来種等とともに今後の大きな課題であると考えます。交雑は個体レベルでは不可逆であり、在来の生物多様性に対して大きな悪影響を与えかねません。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
32	5	26	特定外来生物に指定されていないが侵略性が高いことが危惧される生物に、チュウゴクオオサンショウウオ（アンドリアス ダビディアヌス）およびチュウゴクサンショウウオとオオサンショウウオの混雑種を例示していただきたい。	京都府賀茂川流域においては、放野されたチュウゴクオオサンショウウオと在来のオオサンショウウオによる混雑種が出現しており、その影響が賀茂川全域に及んでいる。この現状に対して、環境省が危惧していることを強調すべきと考えるため。	ご意見を踏まえ、P5L24に下記の文を追加します。 「…(略)…が不明確であるなどの問題がある。また、人為的に持ち込まれ放棄されたチュウゴクオオサンショウウオが河川に定着し、在来のオオサンショウウオとの交雑個体が多数確認されているなどの事例もある。」	○	
33	5	30	文末に、「なお、外来生物法の違反による検挙件数は減少傾向にあり、法規制については一定の理解が進んだ可能性がある。」とありますが、この現実の捉え方には大いに疑問があります。そもそも、減少傾向も何も、傾向を論じることができるほど、検挙件数自体多くありませんし、論理的に言えば、理解度が低下しても検挙件数は減少傾向になるため、検挙件数の少なさは必ずしも法規制に対し理解が進んだことを意味するものではありません。小委員会でも報告があったと思われませんが、実際、インターネット上では未だにオオクチバスの無許可飼育や生体移動を疑われる事例が散見され、中には駆除目的のボランティアやアクアショップ店員など、本来なら、法規制に関し正確な知識と倫理を持っているべき人間が、そうした事例に関わっていることも珍しくありません。また、個人的な経験でも、職務上、外来生物問題に関わる機会も多いであろう地方自治体の農政課や水産課などの職員が、外来生物法について素人の私より無知であるという現実を経験していますので、一定の理解が進んだから検挙件数が減少傾向にあるなどと言われても全く同意できませんし、むしろ、対策に必要なリソースの振り分けが減ったから、それに伴い検挙件数も減ったという可能性のほうが現実的であると思われまます。		ご意見を踏まえ、P6L12について、下記のとおり修正します。「なお、外来生物法の違反による検挙件数は減少傾向にある。」(「法規制については一定の理解が進んだ可能性がある。」を削除)	○	
34	5	31	外来生物が野外に出た際、殺してしまうのであれば、基本的に入れなことを求めたいです。ペットとしての輸入も止めていただきたい。	増えすぎて人間にとって害とされると殺してしまうため、新たな輸入を徹底的に止めて頂きたい。外来生物のペットを捨て繁殖したマングース、アライグマ、台湾リス、台湾猿のような事をくり返して欲しくない。	外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、管理を徹底していくことが必要と考えます。また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくものと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要です。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
35	5	31	平成23年度末時点で有効な特定外来生物の飼養等許可の件数は約1万6千件、うち1万3千件以上が生業の維持を目的としたセイヨウオオマルハナバチですが、それ以外については3千件、飼養等許可ができています。 外来生物が野外に出た際に殺してしまうのであれば、基本的に入れない、入れる場合は、今いっそう厳しくすることを求めます。 最近では都市部や都市近郊において、地域興に端を発する小規模な養蜂活動が各所で見受けられますが、このような活動への指導・許可制度などの周知徹底も、地方自治体との連携で行って欲しい。良かれと思って多くの市民が参加した活動が、結果的に自然への悪影響を与えるのでは本末転倒と言えます。		外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、飼養管理を徹底するとともに、生態系等への被害を防止するために、目的に応じて防除等の対策を講じていくことが必要と考えます。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努め、新たな外来種問題が引き起こされないようにすることが必要と考えます。 なお、ご指摘の飼養等許可は、特定外来生物について、目的や施設・管理方法の基準を審査した上で許可をしているものです。P11L36にも記載しているとおり、飼養等許可を受けた特定外来生物の適切な飼養等管理については一層徹底していくことが必要と考えています。また、許可を受けた場合でも、法に定められた基準に従った管理を行っていない場合や野外に逸出させた場合については罰則等の対象になります。		
36	5	36	在来種による遺伝的攪乱は、ある程度容認されるべきです。	地域集団固有の遺伝子が保たれることと、その地域集団が集団外の遺伝子との交雑による新たな遺伝子を持つ地域集団が生まれることとの違いにどれほどの違いがあるのか、人為的なのがいけないのか、遺伝子レベルで見るときには、一集団が別の集団に入れ替わりだけであり、どんな大きな影響があるのかははっきりしない現在、容認しても良いのでは、と思料します。	P14L28に記載しているとおり、生物の導入による遺伝的攪乱への対応の考え方は、外来種被害防止行動計画(仮称)において整理されるものと考えます。		
37	6	10	ペット、観賞、展示、販売、繁殖、研究などの目的での、動物、爬虫類、昆虫、魚類、両生類などの生き物(生体)の輸出入の禁止を最優先で最重要項目にせよ。	どれだけ予防や管理をしても防ぎきれものではありませんし、特に動物は植物と違い人間と同様の感情や感覚があり自分の意思で動くことができます。そして人の手で逃がされることへの監視は全くと言って良いほどできず、食い止めることができません。 徹底した管理をしていると言える施設や設備などでも、人間が管理しているものなのでうっかりミスは必ず起こり得ます。それに災害が起これば人の管理の手は全く及ばず、何も対処ができない状況に陥ります。生き物の輸出入は人々の生活になら必要あるものではなく、害しか与えないと言う事実をしっかりと認識するべきであり、特にペットなど商業的に生き物を利用することは、基本理念「その存在そのものの尊さを認めることを忘れてはならない」に大きく反するものであり、この根本的な誤りを正すことは日本や世界の生態系、生物多様性を守る要であると言えます。 外来種だからと同じ命を命と見ずに根絶せよ、殺してしまえと考える者、それを案に記載する者などは外来生物の問題に関わるべきではない。その考え方は人種差別からくる民族浄化、大量虐殺と全く同じである。	外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、管理を徹底していくことが必要と考えます。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。		2件

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
38	6	15	<p>6頁26行～27行にかけて、「ミシシippアカミミガメやクワガタムシ科等の要注意外来生物の輸入は近年減少傾向にあるものの、依然として少なくない量が輸入されている。」とありますが、これも社会的影響に配慮して規制対象から外された例でしょう。</p> <p>しかし、一方でオオクチバスやセイヨウオオマルハナバチなど決して社会的影響も小さくない生物が規制対象になっている事実を鑑みると、ややバランスに欠けるように見えます。</p> <p>今や水辺で見るカメと言えば、殆どがミシシippアカミミガメで、それ以外の在来のカメを探すのが難しいほどです。また、外来のクワガタなどが野外に放された結果、各地で交雑個体が見つかり遺伝的攪乱が懸念されていますが、そうした被害実態は、オオクチバスやセイヨウオオマルハナバチに比べても決して軽視できるものではありません。</p> <p>外来生物問題はその社会的影響も含めて問題なのです。問題解決を目指すなら、社会的影響を理由に問題を放置することなく、社会的影響の問題も含めて解決する努力をして下さい。</p>		<p>特定の種の選定の是非については別途検討されるものですが、ご意見を踏まえ、P.11L33に以下の文章を追加します。  <u>「○我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって大量に遺棄される等の弊害が想定される外来生物については、段階的な規制の導入などの弊害が生じないような経過措置を講じた上で、特定外来生物に指定することを検討すべきである。」</u></p>	○	
39	6	26	<p>輸入生物は、輸入可能なホワイトリストによる種とし、特に愛玩動物においては厳格な規制を設ける事で水際対策を強化し、さらにマイクロチップなど、飼育管理に関わる措置を講じる必要があると考える。</p>	<p>大量に流通し、野外への遺棄が目立つミシシippアカミミガメやクワガタ・カブトムシ類などは、輸入を制限すると同時に、販売者等への規制を設け、流通量を抑制する必要がある。</p> <p>また、中型・大型の愛玩動物に関しては、輸入時のマイクロチップ埋め込みを必須とするなどの対応が必要である。</p>	<p>特定外来生物については、輸入・飼養等が規制されるとともに、許可を得て飼養等を行う場合には、飼養等を行う事ができる数量の上限や、個体識別措置(分類群によってはマイクロチップ等)が義務づけなどの条件が付されています。特定の種の選定の是非については別途検討されるものですが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>		
40	6	26	<p>ミシシippアカミミガメは、在来種の、植物「ひし」、「ハス」の新芽が食害され、絶滅しており注意が必要である。特定外来種への認定を進めてもらいたい。</p>	<p>ミシシippアカミミガメは、在来種の、植物「ひし」、「ハス」の新芽が食害され、絶滅しており注意が必要である。特定外来種への認定を進めてもらいたい。</p>	<p>特定の種の選定の是非については別途検討されるものですが、ご意見を踏まえ、P.11L33に以下の文章を追加します。  <u>「○我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって大量に遺棄される等の弊害が想定される外来生物については、段階的な規制の導入などの弊害が生じないような経過措置を講じた上で、特定外来生物に指定することを検討すべきである。」</u></p>	○	
41	6	26	<p>要注意外来生物のうち、ミシシippアカミミガメやアメリカザリガニ等は特定外来生物に指定して、規制すべきである。</p>	<p>ペットとして飼われていた個体が遺棄されたり、逸出したりする個体が今なお増加しているため。</p>	<p>特定の種の選定の是非については別途検討されるものですが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
42	7	18	以下の趣旨を追記すべきである。 『外来種の「根絶」が困難な場合においては、生命尊重の観点から、「防除」よりも「封じ込め」等の手段により我が国の生物多様性を保全する目的を達成すべきである。また、我が国の生物多様性を保全することを目的としない「防除」は行われるべきではない。』	外来種も生きた動物であることは在来種と同様であり、その生命はできるだけ尊重されるべきである。しかしながら、固有在来種と接触するおそれがない島嶼地域に存在している特定外来種の防除（大根島の台湾猿など）が行われるなど、固有在来種の絶滅防止・地域固有の遺伝的形質の変化の防止・生態系の改変の防止といった、我が国の生物多様性を保全する目的とは関係のない目的で「防除」が行われている事例は多い。 こうした目的外「防除」が多く行われてきていることは、案8頁15～16行目の「農作物被害等が顕在化してから対策を実施する」との記載が端的にその状況を表している。	外来生物がこれまでもたらしてきた被害の大きさに鑑み、予防原則にたつた対策が必要であると考えます。 また、外来生物法は、「生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害」を防止することを目的とした法律です。なお、大根島の台湾ザルについては、特定外来生物が許可を得ずに飼養等されており、外来生物法第四条に違反していることから、違反状態の解決が求められているものであり、防除と位置づけているものではありません。 以上のことから、原案のとおりとします。		
43	7	18	防除の際の処分方法について、動物の愛護及び管理に関する法律の遵守についても触れるべきである。また処分方法についての実態調査や調査結果を国民へ公表することについても触れるべきである。	動物の愛護及び管理に関する法律は第四十条で「動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。」と定め、これに基づき、「動物の処分方法に関する指針」が定められている。アライグマの溺死処分や刃物による処分のように、外来生物の処分には動物愛護法や処分方法に関する指針に反して不適切な処分方法が多くとられている。これらの実態調査や情報公開を行うことに触れるとともに、動物愛護法の遵守について強調すべきである。（動物の愛護及び管理に関する法律は主に人の所有する動物に関わる法律であるが、「動物」の定義はされておらず、第40条は全ての動物が対象と解釈すべきである。）	外来生物法に基づく特定外来生物被害防止基本方針には、特定外来生物に指定された動物の防除等に当たっては、動物愛護管理法の考え方に沿った適切な方法により個体の取扱いをするよう留意する旨が記載されており引き続き、基本方針に基づき適切に実施すべきと考えます。		
44	7	18	確かに、国レベルでは防除手法の研究開発やマニュアルの策定などといった対策も採られているようですが、現場レベルにおいてそれらがきちんと理解され実行されているとは言い難いのが現状です。国は防除手法の研究開発やマニュアルの策定などといった対策が現場レベルで十分理解され実行されるよう、地方自治体の関連部署の職員や、あるいは公務員でなくても生業で外来生物を扱う人間に対しては、外来生物問題の正しい認識と対策に関する研修を義務付けるなど、積極的な啓蒙策を実施すべきです。また、特に外来生物を流通させることの多い漁協やペットショップなどは、消費者に対し外来生物の取り扱いについて説明する義務を負わせるべきです。		外来種対策は社会全体で取り組んで行く必要があることから、国・地方公共団体等の連携や情報共有、各主体の役割の明確化と連携の必要性については3(7)に記載しているところです。外来種被害防止行動計画(仮称)については、別途検討される予定と承知していますが、各主体における外来種問題への取組の促進等について、ご意見の趣旨も参考に、検討されるべきものと考えます。		
45	7	22	外来種導入は予防ではなく徹底して禁止を願います。	例外として許可をした動物たち、最近では台湾ザルなど、局殺処分ということになる。税金を使い殺すのなら、入れることを禁止すべき。	外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、飼養管理を徹底していくことが必要と考えます。また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくものと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
46	7	24	「根絶」の基本方針に反対します。	道徳的に増える前に殺すことに反対ですが、殺すために税金が使われたくはありません。ペット業界についても同様ですが、根元を締めず、税金を使い殺すのはおかしいです。それで増税なら尚更です。徹底して入れない、入ったものについてそれを許した責任を取り、増やさないよう管理し飼養すべきです。殺すことを目標としないでください。	生態系等に深刻な被害をもたらす外来生物については根絶が可能な種や地域においては、根絶することがみだりな殺処分を防ぐ方法であると考えます。 侵入防止については、ご指摘のとおり重要なことと認識しており、外来生物法に基づく飼養等の規制の適切な運用や、P12 L20～P21 L16に記載されているような対策が必要と認識しています。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくものと考えます。		
47	8	1	「・・・体制や資金は・・・」を「・・・体制や資金及び技術は・・・」に修正	技術を追加する。	ご指摘の内容はP10 L18～30に記載されておりますが、P7 L36～P8 L1を以下のように修正します。 「しかし、こうした先進的な事例を含め、効果的な防除を進めるための体制、資金及び技術は十分とは言えない現状にある。」	○	
48	8	16	8 ページ、16 行目の後に、次の文章を加える。 「これは、国による、中長期的にみた防除コスト削減における初期防除の有効性の周知、および、広域を視野に入れた地方公共団体の連携促進とそのため分布情報整備、防除技術の伝達などを行う努力が不十分であったことが原因と考えられる。」	8 ページ2行目から、18行目にかけて、アライグマ等の広域に分布している外来種に関する記述は、基本的な防除の主体者は環境省であるという観点が不足している印象が強い。地方公共団体や民間団体等の外来種防除への動きが遅々としている現状に対しては、環境省が強く働き掛ける取り組みが必要である。特に、広域に分布し、繁殖力の大きいアライグマのような外来種に対しては、全国的な取り組みが同時的におこなわれないと、根絶はもちろん封じ込めも困難である。	ご意見の趣旨を踏まえて、P8 L15～16の文章を以下のとおり修正します。 「また、早期防除により防除コストが削減されることの周知や地方公共団体が連携して広域防除を行うための体制構築の促進に対する国の取組が不足していることから、地方公共団体が侵入初期の早期防除に取り組む場合は少なく、農作物被害が顕在化してから対策を実施する場合が多い。」 分布情報整備の不足については、P8 L14, 15に趣旨を表しているものと考えます。	○	
49	8	20	国内由来の外来種に関して言及したのは評価できるが具体的な対策に関する記述が不足している。関係法令も含めて法的な規制措置を取るべきである。	予防原則を元に考えれば、科学的知見が不十分であるため対策を怠るよりは、規制措置を行い、科学的知見が明らかになった時に規制緩和する方法を取るべきである。	ご指摘の内容については、P14 L21に記載しているとおり、自然公園法等を活用した対策の検討、条例における規制の推奨、注意喚起等を行うべきであると考えます。		
50	8	20	「国内由来の外来種」に対策が必要なのは間違いありませんが、そのためにはまず外来生物法における「外来生物」の定義を、本来の意味での外来生物に戻すべきです。 上位法である外来生物法が「国内由来の外来種」をスルーしているのに、地方条例レベルで規制しろというのは、ちょっと虫の良すぎる話では無いでしょうか。		法規制の内容については、実効性や他の制度との齟齬の有無等を検討する必要がありますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
51	8	24	「・・・いない場合が多く、」と「その対策・・・」の間に、「また、個人による分布地外への観賞用の持ち出し、若しくは持ち込み（移動）を規制する有効手段がないため」を挿入する。	琉球諸島内でのセマルハコガメやヤエヤマヒルギの移動事例を考慮した記述とするため。	ご指摘の箇所は、個人の観賞用の生物の移動だけについての記述ではありませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、P8 L23について下記のとおり修正します。 「しかし、対策の実施に必要な分布情報や生態系等に被害等の科学的な知見が十分に得られていない場合が多く、そのため、生きた生物の移動に関する考え方の整理や普及啓発がなされておらず、対策も進展していない。」	○	

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
52	8	36	「影響は依然として懸念されている。」との記述を、例えば「影響の評価調査や防除はほぼ放置された状況にある。」など、国または地方公共団体等による取り組みがほとんど見られない旨の文意に修文されたい。	琉球諸島におけるより実態に近い現況に照らした記述とするため。	国内由来の外来種に対しては、影響が懸念される地域では防除等がより推進される必要があると考えますが、防除が行われている事例もあるため、原案のままとします。		
53	9	6	改良品種や国内における生物の移動、放流、飼育生物の遺棄等に関する啓発と社会教育を早急実施する必要があると考える。	環境美化としてのコイ放流、生物保護としてのメダカやホタルの放流など、善意の放流が後を絶たず、遺伝的攪乱が進んでおり、それらに関する教育が不十分である。	ご意見の趣旨について、P14L28に記載しているとおり、生物の導入による遺伝的攪乱について、外来種被害防止行動計画(仮称)の策定を通じて、考え方を整理するとともに、広く普及啓発を図る必要があると考えています。		
54	9	6	キジ、ヤマドリの放鳥事業により種内の亜種間交雑による遺伝的攪乱が生じている可能性が高いことも例示すべき。	いずれも日本固有種であり、キジは国鳥に指定されている。国民にとって文化的に重要な意味をもつ種であり、その現状を広く国民にその現状を周知すべきと考えるため。	環境大臣が定める鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成23年9月5日付け環自野発第59号)において、放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等の人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすることとされています。 放鳥事業を含む鳥獣保護管理行政は都道府県の自治事務であり、上記の考え方に即して都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画に基づき実施されているところです。 このため、遺伝的攪乱の防止には一定の配慮がなされており、遺伝的攪乱が生じているという科学的知見の蓄積が不十分な現状においては、例示は控えたいと思います。 なお、ご意見は環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
55	10	5	動物園・水族館の外来種対策への協力は限定的としているが、その根拠をお示しいただきたい。	公益社団法人日本動物園水族館協会の会員園館では、希少野生動物の種の保存の一環として、外来種による捕食圧の問題等を例示し、入園・入館者への普及啓発に取り組んでいる園館は少なくない。また、ミシシippアカミミガメ、カミツキガメ等、要注意外来生物や特定外来生物の取り扱いについての電話による問い合わせ、相談等を受けることは非常に多く、その際に法の趣旨の説明に努め、みだりに野外に遺棄したりしないよう指導を行っており、決して限定的なものではないと考えられるため。	環境省が行った日本動物園水族館協会会員へのアンケート調査の結果、外来種問題に係る展示等を実施は一定程度見られたものの、種の同定等に係る専門的な支援を行っているところは少数という結果を受けているところですが、ご意見を踏まえ、P10L15について下記のとおり修正します。 「動植物の学習や普及啓発の役割を担っている水族館、動物園及び植物園においては、外来種問題に係る展示や一般利用者に向けた勉強会等の普及啓発に係る活動が行われているが、今後種の同定や防除手法への助言等についてより一層の協力が期待される。」		
56	10	5	外来種問題の普及啓発を促進するためにも、公益社団法人日本動物園水族館協会の会員園館における特定外来生物の展示を目的とした飼養の場合には、飼養等許可申請手続等を簡易なものにしてもらいたい。	飼養等許可申請の手続きが煩雑で、特定外来生物を飼育展示する上での制約、負担が大きく、普及啓発事業の振興の支障となっているため。	特定外来生物は原則的に飼養等が禁止されているものの、博物館等における展示の目的等法律に定められる目的については、例外的に許可を得て飼養等を行うことができるものです。展示施設等においても特定外来生物について適切に飼養等管理が行われる必要があることから、所要の手続を行って頂くことが必要と考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
57	10	8	「餌付け」に関して、ヌートリアは特定外来生物に指定されていますが、かわいいなどという理由で野外で餌付けが行なわれている例がある。特定外来生物の防除が実施されているそばで、餌付けすることは個体数増加につながり、また防除の障害になります。この対策を「講ずべき措置」に書込んで下さい。		P15L6において、外来種問題についての国民の理解の促進の必要性を記載しており、餌付けの問題についても含んでいるものと考えます。また、P15L15にも記載している、外来種対策に関する各主体の行動指針を明らかにした外来種被害防止行動計画(仮称)が別途検討される際には、ご意見の趣旨が参考にされるものと考えます。		
58	10	8	「餌付け」に関して、責任の所在の考え方が不明確あるいは不十分である。飼養者だけでなく、「所有者の責任」についてもご検討をお願いいたします。そして、在来の生物多様性を保全するという大目的に必要な運用ができるように、法律にわかりやすく明記して下さい。	台湾リス、ヌートリア、ノネコなどにエサを与えている人が各地にいますが、そのことで飼養者として認定されている事例はあまり聞いたことがありません。しかし、私はエサを与えていることから飼養者に認定された人が対策を開始している事例を知っています。その事例は、外来種問題でもあり、福祉の問題でもあるため、両面から整合性のとれた対応が求められると考えます。また、その事例では、飼養者と所有者が異なります。現在、所有者の責任は問われず、飼養者だけが責任を取る形になっているのが実情です。通常、所有者が外来種を逃がしたり、逃げられたりしたことが原因で、野生化が始まります。したがって、所有者の責任は、常識的に、社会通念的に重大であると思います。	外来生物法では、所有の如何を問わず、輸入や飼養等、譲渡し等の行為を規制しており、原案のままとします。		
59	10	10	『「いのちを大切に」道徳教育や環境教育が行われている中で、地域固有の生物多様性を保全するために、外来種対策が重要であることについて、理解の促進を図ることが必要となっている。』は、次のように修文すべきである。『「いのちを大切に」道徳教育や環境教育が行われている中で、本来あるべき地域固有の生物多様性を将来に亘って保全する計画やビジョンを示すことによって、外来種対策が重要であるとの理解の促進を図ることが必要となっている。』	生物多様性地域戦略など地域の長期的な保全計画を基本として、外来生物対策を考えると、自ずから当該地域から外来生物を排除せねばならず、その結果として根絶、防除が導き出される。	御指摘を踏まえ、P15L8について下記のとおり修正します。「外来種問題については国民の理解が十分に進んでいない側面もあることから、 <u>地域固有の生態系の状況や生物多様性を保全する地域の計画等も踏まえ、生物多様性の意義やその保全の重要性、生物多様性に悪影響を及ぼす要因としての外来種問題の位置付け及び防除を行うことの必要性</u> などに関する普及啓発を推進する。さらに、外来種対策について、…(略)…公開を行うとともに、 <u>外来種問題と社会・文化のかかわり、定着した外来種の防除等の対策にかかるコストの大きさ、また、新たに問題となる外来種を生み出さないことの必要性</u> などについて、…(略)」	○	
60	10	10	「いのちを大切に」道徳教育や環境教育が行なわれている中で、…いる。」は重要な指摘です。「講ずべき措置」の中で、「外来種と在来種と一緒にした命を大切に」ではなく、「外来種によって、在来種の命が失われること、このために外来種対策が必要であり、また新たな外来種を作り出さないようにする」教育や普及啓発を書込んで下さい。		外来種対策の必要性については、P15L11にも記載しているとおり、様々な教育の現場においても、外来種から影響を受ける地域固有の生態系等、生物多様性の重要性についての普及啓発を進め、理解を得ていくことが必要と考えます。また、ご意見の趣旨を踏まえて、P15L11を下記のとおり修正します。「…さらに、外来種対策について、…(略)…外来種問題と社会・文化のかかわり、 <u>定着した外来種の防除等の対策にかかるコストの大きさ、また、新たに問題となる外来種を生み出さないことの必要性</u> などについて、わかりやすく説明を行い、普及啓発を推進する必要がある。」	○	
61	10	10	「いのちを大切に」道徳教育や環境教育を行うのであれば、外来生物も大切にしなければならない。	子どもたちにアライグマの命とパンダの命の差別を植えつけることは教育上よくないことです。	外来種問題は、人間活動によって問題が起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
62	10	10	「特に「いのちを大切に」道徳教育や環境教育が行われている中で、地域固有の生物多様性を保全するために、外来種対策が重要であることについて、理解の促進を図ることが必要となっている」について。 言っておられることが矛盾しすぎていてチンプンカンプン。地元民だけ愛せ、外様は殺せ。ということですか？野蠻ですね。		ご意見の趣旨を踏まえ、P10L10について、下記のとおり修正します。 「特に「いのちを大切に」道徳教育や環境教育が行われている中で、 <u>外来種問題に係る正しい理解が十分に得られていない状況があることから、地域固有の生物多様性を保全するために、外来種対策が重要であることについて、理解の促進を図ることが必要となっている。</u> 」 なお、特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。	○	
63	10	15	殺すのではなく、その習性に配慮した飼育環境を作り、生かして教育していくことも水族館や動物園の教育として求めてもいいと思います。	子どもたちにライグマの命とパンダの命の差別を植えつけることは教育上よくないことです。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが、全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。なお、特定外来生物以外の外来種について、捕獲された個体が展示施設等で引き取られている事例があると承知しています。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、ご指摘のように動物園・水族館等とも連携し、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に各主体との連携の必要性を記載しているところです。		
64	10	15	「動植物の学習や普及啓発の役割を担っている水族館、動物園、植物園においても、外来種対策への協力は限定的である」とありますが、「今後は、外来種生物の習性に配慮した飼育環境を作り、生かしていくことを水族館や動物園へ教育の一環として求める」という一文を追加していただきたいです。	水族館、動物園に関する法律「博物館法」第一条では、「この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする」とあります。外来種生物を動物園、水族館で飼養することは、国民へ外来種と在来種との関係、安易に外来種を輸入することの是非について考えるきっかけを与えることにつながります。また国が「殺さずに生かす」という選択をすることは、命あるものである動物に優しいまなざしをそそぐという国民の精神の涵養に役立つと思います。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが、全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。なお、特定外来生物以外の外来種について、捕獲された個体が展示施設等で引き取られている事例があると承知しています。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、ご指摘のように動物園・水族館等とも連携し、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に各主体との連携の必要性を記載しているところです。		4件

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
65	10	15	神戸市立須磨海浜水族園にてミシシippアカミミガメを来園者から譲り受け、自然界から隔離し、研究しながら飼養することは画期的だと思ふ。動物園・水族館には、須磨海浜水族園のような、外来生物を自然界から隔離し生かす取組を行うよう、政府から働きかけをしていただきたい。また、外来生物を自然界から隔離し、飼養するための施設を新たに設置していただきたい。	外来生物問題の殺さない方法での解決法を全国に普及させることは、子どもたちに命の大切さを伝えることになる。ひいては子どもたちが無闇に生物を購入し、遺棄したりすることを防ぎ、新たな外来生物問題発生の予防効果が期待できるため。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが、全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。なお、ご意見にあるように、特定外来生物以外の外来種について、捕獲された個体が展示施設等で引き取られている事例があると承知しています。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、ご指摘のように動物園・水族館等とも連携し、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に各主体との連携の必要性を記載しているところです。		
66	10	16	次の行以降に、地方公共団体において策定が進行しつつある生物多様性地域戦略において、実効性のある外来種対策への取り組みを盛り込む旨の文意についてパラグラフを追加する。	外来種対策の普及の機会を増進することが期待できる。	ご意見の趣旨を踏まえ、P15L17に、下記の一文を追加します。 「こうした取組により、都道府県や市町村が生物多様性地域戦略を定める場合に必要に応じて外来種対策の取組が明記され、各地域の生物多様性の保全を目的とした防除等が推進されることが期待される。」	○	
67	10	18	殺すための調査に重点がおかれています。ヒトの活動によって外からもたらされた”外来生物”。問題提起や生物や環境への反省を含め、殺すばかりでなく、国内の水族館や動物園での展示と説明や、殺さないための国内ネットワーク・しくみ作りも検討する。を追加してください。	入れないとしながらも、平成23年度の飼養等許可の件数は約1万6千件、うち1万3千件以上が生業の維持を目的としたセイヨウオオマルハナバチですが、それ以外については3千件、飼養等許可がでています。多くの外来生物を日本にしている責任は国、人間にあります。被害の元をより一層厳しくすることが先決であり、多くの命を抹殺することばかりに奔走するのは、子供への教育、環境、命への畏敬の念から考えて、税金の使い道として賛成できません。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが、全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。なお、特定外来生物以外の外来種について、捕獲された個体が展示施設等で引き取られている事例があると承知しています。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、ご指摘のように動物園・水族館等とも連携し、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に各主体との連携の必要性を記載しているところです。		
68	10	18	「調査研究」 生かすための研究をすすめない日本国にはうんざりです。文書でもしっかり「殺すための研究」と書くべきです。		P10L22以下に例示しているとおり、生態系を保全するために、駆除のみならず、侵略的な外来種の導入の防止、外来種の分布状況、生態系に係る被害を及ぼさない代替種の探索と利用法の確立等の分野の調査研究が必要と考えています。		
69	10	23	根絶のための捕獲・除去の技術等、根絶ありきの調査ではなく、殺さないための調査を重点的にするべきです。	殺すありきの研究では殺す費用と同じことです。根絶に根本的解決がないのは明らかです。税金を使うべきところはそこではないと思います。	生態系等に深刻な被害をもたらす外来生物については、根絶が可能な種や地域においては、根絶することがみだりな殺処分を防ぐ方法であると考えます。また、殺処分をする個体を減らすことにつながる予防策の調査研究として、非意図的な外来種の導入、代替種の探索等を記載しております。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
70	10	23	「低密度段階における根絶のための捕獲・除去等の技術や根絶を確認するためのモニタリング手法の開発」の項を削除していただきたいです。	動物も私たちと同じ命あるものである以上、人間と動物との穏やかな共存は欠かせないものであります。「根絶」は一方的過ぎますし、動物愛護管理法第2条「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」に大きく反するものであるとおもわれるからです。	生態系等に深刻な被害をもたらす外来生物については、根絶が可能な種や地域においては、根絶することが処分される個体の総数を減少させる有効な方法であると考えます。以上のことから、原案のとおりとします。		5件
71	10	23	「低密度段階における根絶のための捕獲・除去等の技術や根絶を確認するためのモニタリング手法の開発」の項を削除していただきたいです。	根絶には反対です。動物愛護管理法第2条「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」に反しています。特定外来生物を根絶させるのなら、同じ過ちを犯さないよう今後、外来生物の輸入をやめるべきである。	生態系等に深刻な被害をもたらす外来生物については、根絶が可能な種や地域においては、根絶することが処分される個体の総数を減少させる有効な方法であると考えます。以上のことから、原案のとおりとします。		
72	10		P10に動物園、水族館、において、外来種対策への協力は限定的であると記載されています。意見が分かれるところであるとは思いますが、殺すのではなく、その習性に配慮した飼育環境を作り、生かして教育していくことも水族館や動物園の教育として求めてもいいと思います。		特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが、全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。なお、特定外来生物以外の外来種について、捕獲された個体が展示施設等で引き取られている事例があると承知しています。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、ご指摘のように動物園・水族館等とも連携し、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に各主体との連携の必要性を記載しているところです。		
73	10		P10に「動物園、水族館、において、外来種対策への協力は限定的である」と記載されています。殺すのではなく、その習性に配慮した飼育環境を作り、水族館や動物園における教育の一環として求めて頂きたいと思えます。実際多くの動物種が輸入されているにもかかわらず、その習性・特性に関し把握していないことも深刻な状況と捉えま		特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。なお、特定外来生物以外の外来種について、捕獲された個体が展示施設等で引き取られている事例があると承知しています。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、ご指摘のように動物園・水族館等とも連携し、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に各主体との連携の必要性を記載しているところです。		2件

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
74	10		P10には、“調査研究”内容として殺すための調査に重点がおかれていますが、殺さないための調査研究などへの取り組みも目標としてほしいと思います。 動物愛護管理法第2条「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」とあるように、すべての動物たちにも痛みや恐怖などの感情があること、安易に研究目的という名目で殺すことに重点を置かないで頂きたいと思ひます。		P10L22以下に例示しているとおり、生態系を保全するために、駆除のみならず、侵略的な外来種の導入の防止、外来種の分布状況、生態系等に係る被害を及ぼさない代替種の探索と利用法の確立等の分野の調査研究が必要と考えています。		2件
75	10		またP10には、“調査研究”内容として殺すための調査に重点がおかれています。殺さないための調査研究などへも目標としてほしいと思ひます。P12に、“学術研究や防除（つまり駆除）が目的であるなら、特定外来生物を研究に必要な範囲内で許可できるように検討すべきであると、記載がありますが、とんでもないと私は思ひます。沖縄県でハブを退治するためマングースが導入されましたが、マングースは好き好んでハブと戦わず、違う動物を捕食したため、今では根絶をめぐし、多くのマングースが探し出され、殺されています。同じことがどうしておこらないといえるのでしょうか。この文言は検討すべきではないと変更してほしいです。		殺処分をする個体を減らすことにつながる調査研究として、非意図的な外来種の導入、代替種の探索等を記載しております。 また、特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。 このため、P12L16～18を以下の通り修正します。 「学術研究や防除を目的とした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、防除の推進に資することを目的とし、 <u>新たに被害を発生させない範囲内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。</u> 」	○	
76	11	1	「外来種ブラックリスト（仮称）」と従来の「要注意外来生物」との違いが不明確	あくまで主観ですが、「外来種ブラックリスト」という名称からは従来の「要注意外来生物」より危険度が低い印象を受けます。 しかし、同ページ3行目に「追加的に特定外来生物に指定していく必要がある」ということは、従来の「要注意外来生物」より危険度が高いものと思われる。この点を明確にしていきたいと思います。	要注意外来生物については外来種ブラックリスト（仮称）の作成をもって発展的に解消されることが想定されます。また、リストの名称については仮称であり、別途リストの作成とあわせて検討されることが予定されています。		
77	11	1	「外来種ブラックリスト」という名称はやめていただきたい。	外来生物問題を起こしたのは人間であり、生物を極悪扱いするような名称は適切でないため。	外来種ブラックリスト（仮称）については、仮称であり、別途名称も含めて検討されるものです。		
78	11	5	外来種ブラックリスト（仮称）の作成にあたり、水族館、動物園の展示生物に関しては、公益社団法人日本動物園水族館協会の意見を十分に徴すること。	水族館、動物園における希少野生動物の種の保存、外来種問題の普及啓発等の事業の振興に支障をきたすことがないようにするため。	外来種ブラックリスト（仮称）については別途検討が行われるものですが、法的な規制の対象となるものではないことから、博物館等における展示に支障を及ぼすものではないと考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
79	11	8	<p>「特定外来生物及び未判定外来生物の指定に当たっては、以下のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵略性に係る科学的評価を踏まえ、予防的観点から、種レベルではなく、属レベルの特定外来生物の指定を積極的に検討すること</li> <li>・特定外来生物の近縁種については、予防的観点に立ち、未判定外来生物の積極的な指定を検討すること」とあるが、分類群によっては、属レベルで指定すると、外来生物だけではなく、希少種や有用種も含まれる場合がある。たとえば、ワルナスビは要注意外来生物であるが、ナスやトマトなどと同属であり、属レベルで指定をするとナスやトマトなどの栽培や輸入に規制がかかってしまう。また、種レベルであっても土着種と区別がなされていない場合もあるので（たとえば、アカボシゴマダラは、現在外来種として本州に定着しているのは香港原産の亜種であり、同一種が奄美大島に生息し、こちらは土着希少種である）、むしろ種及び亜種レベルでの指定の方を強化・検討すべきである。とくに交雑による遺伝子汚染を危惧するのであれば、種間交雑よりも隠蔽種（亜種よりもさらに細かいレベル）間交雑の方が問題が大きい。</li> </ul>		<p>特定外来生物等に選定にあたっては、従来通り、「特定外来生物被害防止基本方針」(平成16年10月閣議決定)にも整理されているとおり、我が国の生態系等に係る被害に係る判定、社会的・経済的・影響等を考慮するものであり、ご指摘の箇所は、指定する必要がないものまで特定外来生物等に指定することを求めるものではありません。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は、環境省において今後の選定の際の参考にされるものと考えます。</p>		
80	11	22	<p>「特定外来生物には指定されていないものの、地域的に大きな被害を及ぼしている外来種」の例として、富士地方に生息する亜種オオカナダガン（種カナダガン <i>Branta canadensis</i> 亜種オオカナダガン <i>B. C. moffitti</i>）を取り上げてほしい。</p>	<p>上記亜種オオカナダガンは既に富士地方で100羽以上の生息が見られ、農作物の被害や糞害、鳴き声による騒音被害等が報告されています。</p> <p>また、絶滅危惧IA類（GR）に指定されているアリューシャン列島産の亜種シジュウカラガン（種シジュウカラガン <i>Branta hutchinsii</i> 亜種シジュウカラガン <i>B. h. leu copareia</i>）と近縁種であり、茨城・千葉・埼玉・神奈川の4県ではシジュウカラガンとオオカナダガンの両種が観察されており、彼らの交雑が心配されています。</p> <p>既に茨城県の牛久沼では、オオカナダガンとは別種のガチョウとの間で雑種が生まれています。</p> <p>以上の理由から、「特定外来生物」にしていさされてもおかしくないような条件をそろえていると思いますので、「外来種ブラックリスト（仮称）に選定」する具体的な例としてふさわしいと思います。</p>	<p>外来種ブラックリスト（仮称）の選定については別途検討がなされるものですので、ご指摘の箇所での選定されるべき種の具体的な例示は避けたいと考えますが、ご意見の趣旨は環境省において選定の際の参考にされるものと考えます。</p>		
81	11	22	<p>ブラックリストを作成した後、どのような形で情報発信し啓蒙していくのが重要であり、それによる地域毎に防除の優先順位を策定し、有効的に防除出来るように進める必要がある。</p>	<p>リストだけ作成しても意味がなく、それを防除活動に反映させる事が重要。特に、遺棄防止など、野外に放たない事が重要であるという認識を持ってもらう事が重要。</p>	<p>外来種ブラックリスト（仮称）の作成については、別途検討されるものであり、具体的な情報発信、普及啓発の方法についても検討される予定ですが、ご意見の趣旨は環境省において今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>		
82	11	27	<p>「法的な」の前に、「対策を効率的に、効果的に進めるために」を加筆して下さい。</p>	<p>この措置の目的を示すべきだからです。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、P11L28について下記のとおり修正します。</p> <p>「特定外来生物との交雑個体・集団（個体群）については、適切な飼養等の規制と防除が実施されるよう、法的な位置づけを…(略)…」</p>	○	

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
83	12	15	<p>学術研究や防除が目的であるなら、特定外来生物を研究に必要な範囲内で許可できるように検討すべきである に反対です。逆に、検討すべきではない、と修正してください。</p> <p>沖縄県でハブを退治するためマングースが導入されましたが、マングースは好き好んでハブと戦わず、違う動物を捕食したため、今では根絶をめざし、多くのマングースが探し出され、殺されています。”学術研究”が目的なら許すというのは、逆であるべきであって、外来生物を殺さず保護するための学術研究ならわかりますが、動物に対し別の動物をとテスト的に許可するのは、マングースの二の舞を踏みます。生物界は人の思い通りにはいかないからです。</p>		<p>特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。</p> <p>効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効な場合があると考えます。</p> <p>このため、P12L16～18を以下の通り修正します。</p> <p>「学術研究や防除を目的とした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、<u>防除の推進に資することを目的とし、新たに被害を発生させない範囲内</u>で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。」</p>	○	
84	12	16	<p>【中期的に講ずべき措置】 ○学術研究や防除を目的とした特定外来生物の野外への放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、研究等に必要な一定の期間内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。とあるが、下記アンダーラインの部分を追加・修正すること。「学術研究や農業等の産業利用を目的とした特定外来生物の野外への放出については、生態系への影響を勘案した上で、<u>利便性に配慮し、研究や産業等の利益の妨げにならないような規制となるよう、条件付きで許可できる制度にすること等を検討すべきである。</u>」</p> <p>ブラックリスト指定は慎重に行い、分類学上の問題についても十分に配慮してください。分類群間で研究の進捗状況がことなり、安易に指定してしまうと将来的に混乱を招く場合があります。</p>		<p>特定外来生物に指定した動植物については、原則として放出を禁止し、防除の観点から必要な範囲においてのみ放出を認めるべきであることから、原案のとおりとします。</p> <p>外来種ブラックリスト(仮称)に関するご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>		
85	12	16	<p>防除を目的とした特定外来生物の野外への放出は原則として行うべきでない。まして規制緩和すべきではない。学術研究の目的についても同様。</p>	<p>ハブの防除のために輸入されたマングースの例のように、外来生物の人為的な導入により生態系をコントロールするのは困難であるから。外来生物の飼養許可は原則禁止を貫き、極めて慎重に考えるべきである。</p>	<p>特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。</p> <p>効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効な場合があると考えます。</p> <p>このため、P12L16～18を以下の通り修正します。</p> <p>「学術研究や防除を目的とした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、<u>防除の推進に資することを目的とし、新たに被害を発生させない範囲内</u>で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。」</p>	○	
86	12	16	<p>「学術研究や防除を目的とした特定外来生物の野外への放出については、・・・」を「学術研究や防除を目的とした調査において、特定外来生物の取り扱いについては、・・・」に修正。(捕獲個体の運搬、措置(麻酔とか一時保管)、放逐などを含んでいると思いますので、表現を変えてはいかがでしょうか?)。同様の文章が、P13L32-35にありますので、同じような表現にする。</p>		<p>ご指摘いただいた箇所は特定外来生物の野外への放出に関するものであり、捕獲個体の運搬や一時保管などについては、既存の飼養等の規制により、担保されているものと考えます。</p> <p>このため、原案のとおりとします。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
87	12	16	検討すべきではないと変更してほしいです。	沖縄県でハブを退治するためマングースが導入されましたが、マングースは好き好んでハブと戦わず、違う動物を捕食したため、今では根絶をめざし、多くのマングースが探し出され、殺されています。同じことがどうしておこらないといえるのでしょうか。	特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。 効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効な場合があると考えます。 このため、P12L16～18を以下の通り修正します。 「学術研究や防除を目的とした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、防除の推進に資することを目的とし、新たに被害を発生させない範囲内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。」	○	
88	12	16	学術研究や防除（つまり駆除）が目的であれば、特定外来生物を研究に必要な範囲内で許可できるように検討すべき、という意見に反対します。	マングースなども同様の理由で 導入されましたが、結果根絶を目指し殺されています。道徳的に認められないことです。税金の無駄遣いでしかありません。日本は現状「殺す」ことを前提としている国です。税金を使い殺すのなら、「入れない」「許可しない」これが当然だと思います。台湾サルや台湾リスの問題など、あまりに無計画に導入をし過ぎています。	特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。 効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効な場合があると考えます。 このため、P12L16～18を以下の通り修正します。 「学術研究や防除を目的とした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、防除の推進に資することを目的とし、新たに被害を発生させない範囲内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。」	○	
89	12	16	「学術研究や防除を目的にした特定外来生物の野外への放出については、規制の見直しによる～検討すべきである」については、規制の見直しがいい例ですが、ハブ退治に役立たなかったから根絶させよ、という思考は安易すぎます。海外からの輸入をしっかりと規制すべきで、研究だとか一定期間内だとかいう言い訳をして特例を作らず、一切許可すべきではありません。		特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。 効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効な場合があると考えます。 このため、P12L16～18を以下の通り修正します。 「学術研究や防除を目的にした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、防除の推進に資することを目的とし、新たに被害を発生させない範囲内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。」	○	
90	12	16	「学術研究や防除を目的にした特定外来生物の野外への放出」とは具体的にどのような事を想定されていますか？	具体的なイメージがわかりません。外来生物を放出して生態系に問題ないのでしょうか？	効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効と考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
91	12	16	「学術研究や防除を目的にした特定外来生物の野外への放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、研究等に必要で一定の期間内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである」とありますが、特定外来生物の野外への放出については例外を設けず禁止していただきたいです。	もともとネズミを駆除させるために、人が持ち込み、天敵がないから増えたマングースを、今度は在来種を脅かすという特定外来生物に指定して、根絶させようとしています。現在増えすぎた外来種を管理しきれないのに、新たに外来種を持ち込んで、それを管理することができるという根拠はあるのでしょうか？在来の生態系を保護しようというのなら、まずは、特定外来生物の輸出入は厳しく禁止してください。日本は世界で最も多様な動物が輸入されている国の一つといわれています。	特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。 効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効な場合があると考えます。 このため、P12L16～18を以下の通り修正します。 「学術研究や防除を目的にした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、 <u>防除の推進に資することを目的とし、新たに被害が発生させない範囲内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。</u> 」	○	5件
92	12	31	「多くの利用者に著しい不利益を与えている場合は、必要に応じて追加指定を検討する」具体的な事例を示すべきである。	多くの利用者に著しい不利益を与えているケースがどのようなものなのか 「今後講ずべき必要な措置」からは読み取れない。	ご指摘を踏まえ、P12L31について下記のとおり修正します。 「特定外来生物等が輸入できる港及び飛行場について、輸量、地理的条件なども考慮し、 <u>物品の輸入が大量に滞る場合など、多くの利用者に著しい不利益を与える場合は、必要に応じて指定の見直しを検討すべきである。</u> 」	○	
93	12		P12に、「学術研究や防除（つまり駆除）が目的であるなら、特定外来生物を研究に必要な範囲内で許可できるように検討すべきであると、記載がありますが、沖縄県でハブを退治するためマングースが導入されましたが、マングースは好き好んでハブと戦わず、違う動物を捕食したため、今では根絶をめざし、多くのマングースが探し出され、殺されています。同じことがどうしておこらないといえるのでしょうか。現に地元住民がマングース駆除で生計を立てている場所もあり、問題が複雑に絡み合っている地域もあります。それ以外にも民間が駆除に乗り出し、捕獲器を貸し出ししている場所もあります。上記を踏まえ、現段階の実態把握の優先をまずして頂きたい。研究が必要な範囲内で許可できるよう検討するべきでは「ない」という変更を求めます。		特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。 効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効な場合があると考えます。 このため、P12L16～18を以下の通り修正します。 「学術研究や防除を目的にした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、 <u>防除の推進に資することを目的とし、新たに被害が発生させない範囲内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。</u> 」	○	2件
94	13	11	京都市内のゲームセンターで外国産のウーパールーパーやミドリフグ、エンゼルフィッシュがクレーンゲームの景品にされ、簡単に入手できるような状況にある。安易な生物の景品としての提供、商品としての販売は、厳しく規制すべきである。	蛇口を締めるために必要だと思うから。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
95	13	20	<p>実情に応じた防除目標、効果的・効率的な手法に関して。  オオクチバス、コクチバスに関しては釣り人の協力を得ながらの防除活動（＝ゾーニング）が最も理想的と考えます。そのための具体案を提示させていただきます。オオクチバス、コクチバスに関する施行内容の見直し「生体移動の禁止」を「生体移動の制限」つまり許可制に変更「遊漁対象の魚種認定」が新規で認められないものを撤廃し、外部への流出策などが講じられていることを条件に新規の申請も認める方向へ変更の2点を提案いたします。  これは、オオクチバス、コクチバスの生息数を抑えるためのゾーニングを推奨したいための意味があります。</p>	<p>外来法施行後、バスの生体移動が出来なくなったことでバスの魚種認定を受け、放流して個体数をまかなっている湖においても、放流個体が養殖魚のみとなりました。それまではバスを不要とする湖の魚が魚種認定湖に買われていたものが、そのルートがなくなりました。結果、採っても仕方がないとのことで、バスを不要とする湖の漁師さんもバスを採ることを止めました。バスの価値がなくなってしまったからです。長い目で見ればバスの個体数は減少に転じるはずですが、このような状況では、バスが不要とされる湖でも個体数を人為的に減らすことは出来ません。このような現状があることをまず知っていただきたい。魚種認定湖が現在では少ないのもう少しあった方が望ましい。不要とされる湖からの受け皿として必要です。</p> <p>また、原発事故でワカサギやマス類の出荷制限が掛かった地域において内水面の漁協は瀕死の状況に陥っているところがあります。風評被害により観光客も少なく、地元の経済事情が大きく悪化した場所があります。</p> <p>このような状況下で、バスは食材としては認知されていないため出荷制限が掛からず、またバス釣りをする人たちはこれを食することもしないため、さほど大きな影響もなく大勢の釣り人が湖を訪れていました。これも、その湖で魚種認定を受けていけば入漁料収入が見込めたはずで、原発事故の影響にあえぐ内水面漁協を助けることが出来ます。これにはバスの魚種認定が新規に認められることが必要です。被災地に関しては特例にしたとしても、早急に検討いただきたい事項です。被災地を救うことにも繋がります。</p> <p>そして何より最終的には、釣り人も協力の上でのゾーニングを行うことが最も現実的、且つ効果がある方法と考えます。但し、バス釣り人はバスという魚に愛着がありますのでそれを意図的に殺傷することはしません。絶対に駆除には協力しません。しかし、公認湖への生体移動ということでしたら協力出来る部分があります。日本釣振興会もそのような方向で最終調整していたのではないかと思います。ゾーニングによる封じ込めを実現させるためにも「生体移動の禁止」を「生体移動の制限」つまり許可制に変更「遊漁対象の魚種認定」が新規で認められないものを撤廃し、外部への流出策などが講じられていることを条件に新規の申請も認める方向へ変更をご検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘の通り、外来種問題は社会全体で取り組んで行く必要があり、国、地方公共団体、企業、民間団体、国民などの役割を明確にして、多様な主体と連携して推進していくべきであることについて、P15L3以下でも記載しているところです。</p> <p>特定外来生物については、防除とあわせて輸入・飼養等や野外への放出を規制していますが、特定外来生物に指定される以前から継続して飼養等していた場合については、基準に適合した施設等において、許可を取得して飼養等することが可能です。しかし、ブラックバスに限らず、生体の移動や、野外への放出は、その分布域を広げ生態系等への被害を増大させることが強く懸念される行為であり、違法行為です。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
96	13	20	現在行われている第一次指定に該当するオオクチバスの防除について、適切に行われているとは思えません。	確かにこれ以上の生態系の拡大は防ぐべきと思っておりますが、現在各地で行われている防除が、私には資金(税金)の無駄遣いにしか見受けられません。オオクチバスが観光資源として有用とされている地域もあり、防除が必要か否かは、地域毎にしっかりと検証し、適切な資金の投入をして行う必要があるのではないかと思います。地域、環境によっては、オオクチバスが言われているほど生態系の脅威となっておらず、オオクチバス釣りを楽しむ釣り客から徴収した遊漁料などが、その他の魚類の放流事業にあてられたり、その釣り客の宿泊費や食費、または燃料費などが地域経済の活性化に少なからず貢献していると思えます。その辺りを科学的、客観的、かつ経済的にも把握し、本当にそこで防除が必要なのかを、判断して頂きたいと思えます。オオクチバスを防除するからと言うだけで、地方公共団体を始め、その他の団体に資金繰りを行うなど、言語道断だと思います。また、どれだけの予算をかけてどれだけの効果が得られたのかを、分かりやすく公開するべきではないでしょうか。	オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、オオクチバスの駆除により、在来魚の種数など <u>在来生態系が回復している水域も確認されています</u> 。生態系等に被害を及ぼす外来種については、被害が発生しないよう防除を行うことが必要と考えます。取組の公開については、ご意見の趣旨はP15L8～11に記載してあるものと考えます。以上のことから、原案のとおりとします。		
97	13	20	賛同します。	記載通り、優先度の考え方の整理は、重要かつ短期的に取り組むべき課題だと思います。さらに特定外来生物の中でも優先順位が必要とさえ思います。各行政の担当部署は、既存事業予算の増額要求、新規事業の予算要求は例外的な位置づけとされているのが実情であり、部署内事業間で予算の競合とも言うべき状況が起きています。この状況では、特定外来生物においても優先順位が必要です。国レベルで考え方を整理していただき、地方公共団体が県レベル、個体群レベルで応用するべきです。もちろん、吟味の上の必要な増額要求や新規事業の企画ができるように、行政全体での検討、工夫も平行して必要であるわけですが。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
98	13	31	13ページ31行目の後に、次の文章を加える。 「全国7ブロックの地方環境事務所、および、その下部組織の自然保護官事務所が、広域に分布している特定外来生物の防除のために、地方公共団体、民間団体と生息情報、防除技術および防除作業で提携する取り組みを進めるべきである。そのために、地方環境事務所の体制を強化すべきである。」	国による防除の推進が課題とされている記述の中で、環境省の下部組織で実務組織である地方環境事務所の担うべき役割が明記されていないことは、奇異に思える。環境省設置法第12条第4項に基づく「地方環境事務所組織規則」の第8条第25項に、地方環境事務所の業務として、特定外来生物の防除の実施が掲げられている。環境省の組織が、特定外来生物防除の先頭に立ち、地方公共団体の環境局や環境課をリードしていかないと、場所による防除作業の軽重が生じ、根絶はもちろん封じ込めも困難である。	ご意見を踏まえ、P13L27に次の一文を追加します。 「この際、各ブロックを管轄する国の出先機関の役割が重要である。」	○	
99	13	32	すでに定着している特定外来生物の駆除について、手続きの明確化を速やかにおこなう必要がある。	市民により発見・捕獲された外来生物が、警察や動物園・水族館等に頻りに持ち込まれる。特に多いのがミシシippアカミミガメとカミツキガメである。カミツキガメに関しては生態系への影響のみならず、人への危険性の問題から、発見された場所に戻すという選択肢は考えられない。すでに捕獲された外来生物の扱いについて、明確にすることが急務であるため。	ミシシippアカミミガメは特定外来生物ではありませんが、カミツキガメ等の特定外来生物が警察等に持ち込まれた場合には飼養等の許可を有するものへの譲渡や処分等が適切に行われているものと認識しています。また、特定外来生物の野外への放出は禁止されています。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
100	13	36	「外来種の防除にあたっては、野外の逸出したヤギなどの家畜、イヌ、ネコなどの管理も含めた対策を講じる必要がある」とありますが、これが駆除をも含むものであるのであれば、まずは避妊去勢、保護し、かつて沖縄県でヤンバルクイナも猫も守る取組を東京都の獣医師会がされ、マイケルという茶トラの猫のことが大きく報道されたり絵本になったりしましたが、同じような取組を国としてリードしていただく仕組みづくりをしてください。	管理も含めた対策を講じるという文言はあいまいで、実際にどうすることもできてしまうため、もう少し具体的にしてほしいことと、駆除をするためのことを暗にしているのであれば、とにかく殺してすませ してしまうという命の軽視には反対です。	駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。		
101	13	36	この文言をもう少しわかりやすく修正してほしいと思います。	野外に逸出したヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等の管理も含めた対策を講じる必要があるとありますが、管理とは「駆除」も含まれかねません。	駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。		
102	13	36	「特に生物多様性の保全上重要な地域の外来種の防除にあたっては、生態系管理の一環として、野外に逸出したヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等の管理も含めた対策を講じる必要がある」とありますが「管理」の部分に但し書きで「殺処分は除く」としていただきたいです。	生態系を守るため、脅威を防ぐためという名目で、罪のない動物を殺す可能性をゼロにさせていただきたいからです。	駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。		5件
103	13	36	野外に逸出したヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等の管理については、駆除・実験などではなく「飼養管理」と明記すべきです。	家畜・イヌ・ネコ、すべて人間に責任があります。無責任に対し、税金が使われたくはありません。逆に責任を果たすために税金を使うのであれば、それについては賛成です。	駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。		
104	13	36	「管理も含めた対策を講じる」を「殺さずに管理し対策を講じる」に変更して下さい。	私は動物性の食品を一切摂取しないヴィーガンです。私にとって畜産動物とイヌやネコのペットも同じ命です。東日本大震災で福島第一原発事故がおき多くの家畜やペットが取り残されました。野生化した牛やペットなどと報道もされました。それらのなんの罪も無い動物達が外来種の防除の名目で殺されてはなりません。動物愛護法第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するとされています。愛護動物と外来種には心があり痛みを感じる私達と同じ生物です。人間の都合の良いように使い分け、我々が支払っている税金で罪の無い動物達を皆殺しにする法律を作るのやめて下さい。	駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。		
105	13	36	「ヤギ等の家畜・・・、イヌ、ネコ等の管理・・・」を「ヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等のペット、また鑑賞用魚類や植物等の管理・・・」に修正	奄美琉球諸島などで原案以外の分類群でも起きているため、注意喚起の意味でも追加記述する	ご意見の趣旨については、p14L11に記載している「野外に逸出したヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等の管理」の「等」に含まれるものと考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
106	13		P13に、外来種の防除にあたっては、野外の逸出したヤギなどの家畜、イヌ、ネコなどの管理も含めた対策を講じる必要があると記載があり、管理とは駆除も含まれかねません。この文言をもう少しわかりやすく修正してほしいと思います。これまでアライグマをはじめ、何の罪もない生き物たちを、どれだけ無駄に殺し、どれだけ莫大な税金をつぎ込んできたことか知れません。まだこれから国民の税金を使おうというのでしょうか。多くの国民が、この法案の狂気さに気づき始めており、根絶殺害に協力する国民はどんどん減ってきていると感じます。		駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。		
107	13		P13に、外来種の防除にあたっては、野外の逸出したヤギなどの家畜、イヌ、ネコなどの管理も含めた対策を講じる必要があると記載があり、管理とは駆除も含まれかねません。この文言は管理という形での駆除もありうるということを明記しているよう捉えられます。「管理」の部分に但し書きで「殺処分は除く」としていただきたいです。「生態系を脅かす」という名目で、罪のない動物を殺す可能性をゼロにさせていただきたいからです。根本的な輸出入の規制管理（強化）、実態把握、「根絶」という名の、捕獲・駆除を廃止して頂きたいです。人間目線で考えるのではなく、生物多様性の視点から、生態系を破壊せず共生も図っていける措置を今後講じて頂きたいと思います。		駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。  なお、外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、管理を徹底していくことが必要と考えます。また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。外来種問題が人の手によって引き起こされていることも含めて、普及啓発を行っていくことが必要と考えます。		2件
108	14	1	「イヌ、ネコ等の管理」は「ノイヌ、ノネコ等の管理」とすべきである。	「イヌ、ノライヌ、ノイヌ」「ネコ、ノラネコ、ノネコ」を区別して考え、野生化したノイヌ、ノネコを重点的に排除・管理すべきである。	野生化したノイヌ、ノラネコの対策はもとより、飼養されているイヌ、ネコ等の適切な管理も重要と考えますので、原案のままとします。		
109	14	1	「ヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等の管理も含めた対策」管理とは殺処分ですか？もっとわかりやすく書くべきです。		駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。		
110	14	1	野外での駆除に加えて、半野生状態で飼育、野ネコの餌付けを禁止することが必要。	ネコの在来種に対する捕食の影響は大きい。特に沖縄県の島嶼部においてはレッドリスト掲載種や天然記念物が多く、その影響は深刻である。少なくとも野外に放たれているネコについては、マングースやアライグマと同等の悪影響があると位置づけて対策する必要があるため。	ご指摘に係る内容については、P14L1に記載しているところです。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修正有無	意見数
111	15	1	全体的に具体性に欠ける。普及啓発に関する記述の中に、学校教育、社会教育を徹底して行うことを明記すべきである。また、あらゆる媒体(新聞、ラジオ、テレビ、ミニコミ誌、インターネット等)を通じて普及啓発を促進・徹底すべきである。	外来生物の問題で最も遅れているのが普及啓発や教育であり、具体的に重点的に進める必要がある。例えば「外来生物普及啓発推進員」のような制度を作り、全国に人員配置を行うべきである。	教育における普及啓発の必要性については、P15L11に記述しているところですが、ご意見を踏まえて、3(7)【短期的に講ずべき措置】に、下記の一文を追加します。 「○外来種問題に関する普及啓発については、対象となる主体と目的を明確にし、様々な機会・媒体を通じて戦略的に実施していくことが必要である。特に様々な教育の現場で、…」	○	
112	15	3	普及啓発の推進に当たって、(公社)日本動物園水族館協会等と対等な立場でのパートナーシップを構築すべき。	動物園、水族館は、野生動物の学習や普及啓発の役割を担っている社会教育施設であり、これらの施設との連携は重要かつ効果的と考えられるため。	ご意見を踏まえ、P15L19について下記のとおり修正します。「普及啓発に当たっては、…(略)…外来種問題への理解を深めるよう、水族館、動物園、植物園等も含め、多様な主体と連携して推進していくべきである。」	○	
113	15	14	「防除事業の手法や成果、課題や問題点を公表し、定着した外来生物の防除事業(とくに根絶事業)がいかに経費や労力が必要ななどの情報を共有することによって、外来生物対策の特殊性などを広く理解を深め、また、新たな外来生物を発生させないため予防につなげる」を追加する。	行政事業レビューなどをみると、外来種対策が一般的に理解されていないために、このような措置が必要と思います	ご意見の趣旨を踏まえて、P15L11を下記のとおり修正します。「…さらに、外来種対策について、…(略)…外来種問題と社会・文化の関わり、定着した外来種の防除等の対策にかかるコストの大きさ、また、新たに問題となる外来種を生み出さないことの必要性などについて、わかりやすく説明を行い、普及啓発を推進する必要がある。」	○	
114	15	15	外来種被害防止行動計画(仮称)の策定に、賛成です。	計画的に、順応的に対策を進め、効率的に成果をあげるために役立つと思います。そのために、この計画および第三者を含めた検討会設置を、特に補助事業による外来種対策では必須としていただきたい。効果的に予算を使うためにです。せっかくのアイデアですから、各行政、各事業で実際に活用されるしくみ作りもお願いいたします。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
115	15	18	短期的に講ずべき措置として、琉球諸島における個別島嶼を想定した生物多様性地域連携促進法に基づく、外来種対策についての地域連携保全活動計画の作成や協議会の設置等の取り組みを事業内容とするモデル事業を国機関と地方公共団体が連携して実施する旨の文意についてパラグラフを追加する。	住民参加による外来種対策の取り組みへの理解の普及啓発と実行の誘導を図るため。	事業内容を問わず、国、地方公共団体等が連携し、外来種対策を取り組む必要があることをP15L3にも記載しているところですが、具体的な取組の推進の際にはご指摘の内容も参考に実施されるべきものと考えます。		
116	15	24	2.(6)に掲げた分野についての調査研究、殊にキジ、ヤマドリ <small>の放鳥事業による亜種間交雑の実態を調査すべき。</small>	国の責任において実証的、科学的調査を行い、可能であれば亜種ごとの保全対策を講じる必要があるため。	No.54のとおり、環境大臣が定める鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成23年9月5日付け環自野発第59号)において、放鳥事業に係る遺伝的攪乱の防止についての考え方を示すとともに、放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の定着状況等に係る追跡調査を実施することとされています。このように、放鳥事業に係る調査研究については、事業主体である都道府県が必要に応じて行うことが基本であると考えます。今後、環境省において、亜種間交雑の実態等に係る調査の実施については、放鳥による遺伝的攪乱についての科学的知見に基づき、都道府県に助言等を行うことが検討されるものと考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修正有無	意見数
117	15	29	東日本大震災における外来生物の生息拡大の影響について課題に取り込んで下ったことに賛同します。復興に際し外来種などの侵入の機会拡大を未然に防ぐ措置についても言及されていることに賛同します。さらに取り組みを情報収集と配慮、および中期的な取り組みにとどまらず、短期的な措置（可能な限り緊急を要する防除として、国での防除の取り組みの実施）、および長期的なモニタリングについても取り組んでいただけるようお願いいたします。	災害復興においてはとくに生態系の保全や生物多様性への配慮は、人の基本的な暮らしの確率よりも優先度が低く見落とされがちである中で、課題としてとりあげていただき感謝しております。さらに、すでに侵入および拡大が認められているアライグマについては国の行う緊急的な防除としての取り組みを実施いただけますようお願いいたします。また、被災地などの不安定な自然環境においては外来種の侵入を容易にすることが懸念されますが、外来種の優先する生態系は、災害などに対して脆弱な基盤しかもたない生態系であることは明白です。ゆえ、今後、他地域における生物多様性の確保による災害の予防の観点からの先行事例として長期的なモニタリングの整備をすすめていただけますようお願いいたします。	環境省において、東日本大震災後の自然環境の状況について把握する取組を進めているところと承知しています。こうした結果も踏まえながら、今後講ずべき対策を検討する必要があることから、P15L34に記載をしているところです。		
118	15	31	「・・・また、被災地・・・は、アライグマ等・・・」→「・・・また、被災地・・・は、人間活動・・・したことにより、アライグマ等のペットや野生化家畜などの個体数増加や分布拡大・・・」	表現を少し変え、動物も追加	被災ペット等の対策は別途、引き続き努めていくべきものと考えますが、ここでは必ずしもペット等として飼養等されていたアライグマ等が被災したことを受けて野生化したものではなく、既に野生化していたものが捕獲圧の低下等により拡大することの懸念を記述しています。このため、文意は原案のままとしませんが、P15L32の語順について、ご意見を踏まえて下記のとおり修正します。 「また、被災地域においては、人間活動や捕獲圧が低下したことにより、アライグマ等の個体数増加や分布拡大が懸念される種もある。」	○	
119	15	32	市民の防除において妨げになっている規制を緩和し、参加しやすい環境をつくる必要があると考える。	動物愛護法による規制の緩和による捕獲生物の処分ならびに、外来生物法による駆除生物の移動等に関する規制の緩和、または、地方公共団体（自治体含む）による円滑な防除活動の促進が必須である。	ご意見の趣旨は、P13L29～35に記載されていますので、原案の通りとします。		
120	1 2 3	17 7 3	報告書（パブコメ版）の外来種の定義および外来生物法の外来生物の定義どちらも自然分布している生物が対象となっているが、イヌ、ネコ、ヤギといった紀元前の時代に家畜化された動物については外来種に含まれていないのだろうか？ 1, 2ページの説明では、「自然分布域外への導入」という書き方がされているので、家畜は外来種には入らないのかと思いきや、3ページ目では古くから家畜として利用されてきた生物も外来種に含まれているような説明もある。家畜が野生化し、生態系へ被害を及ぼしている場合、何らかの対策を講じる際の根拠として、どの法律が適用できるのか（外来生物法？鳥獣保護法？）、現段階ではあいまいである。家畜化された動物であっても野生化した場合は本来の生活域（人の生活圏内）外への導入ととらえ、外来種として法律の中に盛り込んでほしい。	奄美大島では、ノイヌ、ノネコによるアマミノクロウサギをはじめとする希少動物の捕食が、沖縄本島やんばる地域ではネコによるヤンバルクイナの捕食が問題となっている。また、奄美大島では、ノヤギが海岸線付近を中心に生息し、植生破壊、土壌流失を引き起こしている（近年世界自然遺産に登録された小笠原諸島でもノヤギ問題は深刻で、駆除に大きな労力を費やしたと聞く）。現在、ノヤギに関しては、市町村ごとに駆除が行われているが、捕獲頭数の根拠も、撲滅をめざしているのかどうかが目的も不明瞭である。こうした状況に対し、市町村の枠組みを超えて、島全体で駆除を進めていくためには、野生化した家畜は外来種と同等の位置づけをし、対策をとっていくことが急務であると考えます。また、狩猟獣にノイヌ、ノネコ、奄美大島ではノヤギも指定されているが、猟師任せでは目的に合った対応がとれていないのが現状である。外来生物法の中に盛り込むことが、一番理にかなっていると思われる。	外来生物法では、海外から我が国に持ち込まれる生物を外来生物とし、そのうち生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれのあるものを特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。（なお、「特定外来生物被害防止基本方針」（平成16年10月閣議決定）では、概ね明治時代以降に導入された外来生物を対象として整理しています）家畜等については必ずしも外来生物法による輸入・飼養等の規制が適切とはいえませんが、野外に定着している場合には、希少種の保全等の目的に応じて対策をすることが必要です。なお、小笠原諸島ではノヤギ及びノネコ対策を外来種対策の一環として実施しており、国、都及び村が連携して取組を進めています。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
121	10 11	28 20	オオクチバス・コクチバス・ブルーギルのレクリエーション／娯楽目的の釣りに関して、欧米で見られるライセンス制を導入し、特定外来生物の指定解除を検討して頂きたいと思います。	<p>れてから88年ほど経ちます。優秀なスポーツフィッシングの対象魚であるため、害魚論の中、多くのファンに支えられ、現在に至ります。</p> <p>小さなため池のような狭い水域であれば、長期的には肉食の強い生物が弱い生物に勝つことが予想されますが、広い湖沼河川であれば、必然的に生態系のピラミッドが形成されるものであり、弱い生物が身を寄せられるような障害物および水質の善し悪しが弱肉強食以前の課題として挙がると考えます。</p> <p>この為、フィッシングライセンス制を導入し、利益を  - コンクリート護岸のような在来種が繁殖できにくくなってしまった環境を改善できるような産卵床、および身を守ることでできる水中植物など（人工／自然物を問わず）の環境設備の支援に充てる  - 水質改善を図れるであろう藻などの水質改善植物の繁殖環境構築の活動  - オオクチバス／コクチバスが餌となって補食している可能性のある商業価値の高い魚種（アユ、ワカサギなど）の稚魚のふ化支援  これらを地元行政との合意のもと進めるべきだと思えます。オオクチバス／コクチバスの娯楽対象魚としての価値は計り知れないものがあり、アメリカでは、戦争で心に深い傷を負ってしまった帰還兵の有効な治療法として使われているほどです。たかが釣り、といえども、これらのスポーツフィッシングを通して、日常のストレスなどから解放され、これらの魚たちに深い感謝と敬意を持っている人たちは日本にたくさんいます。加えて、ライセンスという考え方に、「自然は放っておけば育つもの」という考えから一歩進んだ、自然保護に対する高い意識が芽生えるのではないかと思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルはそれぞれ特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものです。</p> <p>また、ご指摘のとおり、外来種対策は生態系管理の一環として、外来種防除等とあわせてその他環境保全の対策を実施していくことが重要と考えており、P14L10等にもその旨を記載しているところです。</p> <p>なお、外来生物法で特定外来生物の釣り自体を禁止するものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>		
122	10 15	10 1	人間が起こした外来生物を殺処分・駆除する以外の方法で解決する姿勢を行政、民間団体、研究者が示すべきである。また、殺す以外の解決法が必要であるという普及啓発をすべき。	子どもたちに命の大切さを伝えるために必要であるため。	<p>特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。</p>		
123	10 16	10 7	琵琶湖などで見られる、外来種対策の電流をつかった駆除の禁止	<p>今年より琵琶湖で見られる、地方自治体主導の強い電流を使ったオオクチバス／ブルーギル駆除活動では、電流をつかうことで、弱い在来種（亀、エビなども含む）は明らかにショック死をしています。「魚は気絶するだけで、しばらくすると回復する」というのは真実ではありません。ショック死した生物は腐り、異臭を放ち、結果として水質の悪化に大変大きな影響を短期で引き起こすことが予想できます。</p> <p>地元の天津で引き起こされたいじめ自殺事件をみても、「邪魔であれば、殺せばいい」という短絡的な発想が、地元の子供たちの心理になんらかの影響を与えていたように思えてなりません。</p>	<p>ご指摘にある事実は確認しておりませんが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
124	3 11	3 5	外来生物が人間の生活の中で重要な役割を果たしているのであれば、安易に外来生物を排除することに留まらず、社会・文化的な位置づけを考慮した適切な人間との関わり方を考えていく、と読み取ることができ、現実的な姿勢を持って取り組む意思が見受けられる。	一部の外来生物がもたらす公益面をも考慮した姿勢は、より多くの国民の理解を得やすいと思われる。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
125	3 16	32 4	特定外来生物及び未判定外来生物に指定された生物の科学的根拠による指定解除を可能とする道を盛り込むべきです。	生物多様性条約には、現在未開拓な生物資源の枯渇や先進国の占有を回避するといった主旨もあったかと存じます。今後、外来生物法において指定された生物に、導入後の影響が低いことが認められ、同生物が生物資源として有用であるとなったとき、本法が障害となって利用できない期間が長期に渡ることが危惧されます。これは、日本の経済活動にとって良策とは、思えません。また、現在の指定に関する専門家の人員が十分に担保されているか不安をめぐえず、科学に完璧はないとの定説からも、現在の、すべての指定に誤りがないと断言できるはずはありません。よって、指定に誤りがあった際、それを率直に認め、即応できる柔軟な制度にするべく、適切な指定に疑義が生ずる生物の科学的根拠に基づく指定解除の道を盛り込むべきと思料します。	本法は我が国の生態系等に係る被害を及ぼす又はそのおそれのある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制し、防除を行うものであり、何ら生物多様性条約の主旨に反対するものではありません。  なお、特定外来生物に指定した生物が、今後、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれがないことが十分な科学的根拠をもって明らかになった場合には、指定を解除することは現行法をもって妨げられるものではないと考えます。		
126	3 4 7 8 9 13 15	27 3 18 20 2 13 1	防除に係る確認・認定の現状については、CBD愛知目標9によるネガティブインパクトも含め、把握し、生態系保全を基軸とした普及啓発を短期・中期・長期的に促進する必要があると考えます。	愛知目標9による「優先順位」と、これまでの防除への取り組みの状況からアライグマ・マングース・ブラックバスなどといった先行的な取り組みの実績がある種について、“優先度の高い”種との一般への認識が高まりました。結果的に、特定外来生物であっても注目されにくい種が生まれてしまっているのが実情です。さらには、予算獲得を必要条件としている地方における取り組みにおいては、地域ごとの実情を勘案することを怠慢にし、地域の実情としては、より生態系に影響の大きい特定外来生物がいるにもかかわらずアライグマなどへの対策を講じることで地域の取り組みとして満足している例や、また、一般に限らず捕獲を担当するものへ十分な普及啓発がかなわないままに予算化をともなった取り組みを始めたゆえに、捕獲従事者が持続的な捕獲の手当てによる収入を期待し根絶に向けた効果的な取り組みを実施しないといったことも起きています。優先度をもうけ、効果的な取り組みとすることは重要ですが、優先度についての背景もあわせて十分に一般に理解できる形で促進することが必要と考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、P15L17に、下記の一文を追加します。 「こうした取組により、都道府県や市町村が生物多様性地域戦略を定める場合に必要に応じて外来種対策の取組が明記され、各地域の生物多様性の保全を目的とした防除等が推進されることが期待される。」		
127	5 11	18 27	特定外来生物との交雑個体・集団に関する法的な取扱いが整理されていない点は、重要であり、早急に法的措置の検討を行うべきである。	ケースバイケースで鳥獣保護法や外来生物法、または、動愛法と外来生物法など使い分けをしながら対策を行っているケースがあり、曖昧なままでは遺伝子汚染の拡大を止められない。	ご指摘の内容については、P11L27に検討の必要性を記載しているところです。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
128	5 11 16	10 8 4	生物の指定に係わる専門家の増員を早急に行うべきです。同じ分野の専門家を複数人常在させ、活発な議論が起きるような環境が必要です。	分類群によって指定状況に差があることは、問題があります。専門家の不在によるものであれば、早急に対応すべきです。また、知見や根拠に乏しいが、とりあえず同属等近縁種だから指定しておこうなどといった専門家が少数であるが故の指定に対する疑義が生じていないか危惧されます。安易な指定は、大きな禍根を残しかねません。山梨県西湖のマスが、クニマスかヒメマスの亜種かといった議論やクサガメは外来生物か否かといった議論に代表されるように科学は完璧ではありません。沖縄や奄美にマングースを導入した経緯をみても、少数の専門家によってなる事象によって、将来何が起きるか誰も予測できるものではありません。当時の科学ではあのような判断をしてしまったのもやむをえなかったであろう、と後世の人々から認められるよう、尽力すべきと史料します。	特定外来生物の指定に際しては、分類群ごとに複数の専門家からなる専門家会合を設置し、検討を行っていますが、ご指摘のとおり、引き続き、科学的知見に基づき選定を行うよう努めることが必要と考えます。		
129	5 6	13 26	要注外来生物に関して、今後どのように取り扱ってゆくのか方針を明記すべきである。	「要注外来生物」については、法的拘束力はないが、種によっては生態系に深刻な影響を与えている。しかしながら、先般、閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においても「要注外来生物」に関する記述は一切ない。今後の必要な措置について、要注外来生物に関して、今後どのように取り扱ってゆくのか方針を明記すべきである。	P10L11に、外来種ブラックリスト(仮称)の作成を通じた対策が必要な外来種の整理と、必要に応じた特定外来生物の追加的指定の必要性について記載をしているところ。要注外来生物については、この外来種ブラックリスト(仮称)の作成をもって発展的に解消されるものと想定されますが、別途予定される外来種ブラックリスト(仮称)の検討等において整理し、明らかにするべきものと考えます。		
130	6 10	12 5	外来種に対する普及啓発にもっと注力すべきです。	外来生物法の違反による検挙の内容が重要です。利害関係のあるもの同士がけん制し、通報という手段に及んだ結果の検挙が多数を占める場合、熱が冷めた結果、通報が減ったのであれば、これを以って法規制について一定の理解が進んだとするのは、時期尚早です。また、国民の外来種対策に対する認知度については、外来種や外来生物という言葉の意味を知っているのみでは、何の意味もなさないのではと危惧します。外来生物法は、要らない命と要る命があることを明確に区別している、運用を誤れば恐ろしい思想へと導く危険を孕んだものである以上、今までも増して、啓発活動にお金をかけるべきと史料します。何らかの成果が得られたとの喧伝をしたい心情は察して余りありますが、もっと別の方向に注力して頂きたいと存じます。	P15L6において、外来種問題についての国民の理解の促進の必要性を記載しています。ご意見の趣旨は、環境省において参考にされるものと考えます。		
131	9 10	29 30	特定外来生物にとどまらず遺伝的かく乱の影響についてまで、言及いただいているのは賛同いたします。さらに再導入や国内移殖および保全移殖、補強のための移殖については、遺伝的な影響の配慮は勿論、他の生態系や社会への影響について、十分に配慮し、可能な限り早急に基準などを設ける必要があると考えます。	IUCN(世界自然保護連合)の種の保存委員再導入専門家グループ・外来種専門家グループは、8月8日付けで「IUCN再導入およびその他の保全移殖のガイドライン」の最終稿を纏め、近く発行される予定です。再導入、保全移殖、補強などの”生態系および生物多様性保全のための生物の移動”は今後、さらに活発に生態系保全活動の一環としての取り組みが加速化するものと考えられます。他方、そうした保全については、十分にそのリスクが普及しておらず、一定の基準を国内に持っていないために、ガイドラインの不適切な読解などからの誤った保全活動を拡大させてしまう恐れがあります。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
132			勝手に我が国が輸入した動物なども含まれる外来生物ですが、動物の命に変わりはありません。根絶殺害を直ちに廃止し、今後の輸入を阻止して下さい。いま国内にある命を根絶殺害は、中国のやり方のようなものです。「特に生物多様性の保全上重要な地域の外来種の防除にあたっては、生態系管理の一環として、野外に逸出したヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等の管理も含めた対策を講じる必要がある」とありますが「管理」の部分に、「殺処分は除く」と追加下さい。	彼らが好きで日本に入ってきたわけではない。人間の手で輸入されたのに、なぜ簡単に罪のない動物を殺す可能性がありますか？ ご説明をお願いします。	駆除・殺処分ありきではなく、家畜やイヌ・ネコ等については、飼養等において適切な管理を行うことが前提として必要と考えます。併せて、野外に定着し、生態系等に被害を及ぼしている場合には適切な対策が必要と考えています。		
133			この法律の施行状況についてとおっしゃいますが、ほかに外来ではないが、野生に存在しない魚～ヘラブナを放流して、かえって自然環境を破壊なさっている事例をかなりみておりました。明治時代で食用として放流した事が果たして問題を起しているのか、疑問に感じています。 各漁業協同組合様で資源保護のために漁を行い、個体数を減らしたり、周辺の食堂・レストランで食用にして提供するなどの努力を行い、釣り師は一切、該当外来魚を他の場所に移す行動を一切行わないといった自主規制を行い、法令遵守を行っているはずですが、所々では池の水を抜くなどして駆除をおこなっていますが、問題は、そこに元来いる魚までもさらってしまうため、この法律は無意味としか思えません。 中には、観光客誘致のために、逆にこの法律が意味をなしていないのではないのでしょうか。 各自治体、漁業協同組合など、バランスをとる努力を行ってまですし、釣り師のマナーを守っていけば、自然環境を崩壊させてしまう事には行かない物だと思います。むしろ、ヘラブナの移植で環境を破壊している河川湖沼の環境保全を考えるべきであり、特にこの件について、むしろ憂慮すべき事態に陥っているのではないかと考えておりません。 逆に上手く自然のバランスを取って上手く保全されている場所もあります。このような例を鑑みて、この法律の廃止を求めます。 むしろ、この法律で余計な予算を施行したり余計な箱物建設・議員定数削減と議員給与の大幅減額、東日本大震災対策、年金対策、景気対策など本来使うべき所に予算を充てて無駄な税金を徴収しない等の政策を行って頂きたいです。		本報告においても、本来野生に存在しない生物も含め、国境に関わらず自然分布域の外に生育又は生息する生物種を導入する問題について記載し、その対策として必要な措置をまとめています。 なお、外来魚の駆除により、在来魚の種数など外来魚が回復している水域も確認されています。		
134			環境省と県、市町村間のシステム構築は、法云々ではなく各担当者の意識と努力で改善されるのが望ましい。法優先（当然のことと思いますが）では何も変わらないのが現状。教育現場の現状と同じ。		ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。 なお、パブリックコメント版13ページ25行目にも、国や地方公共団体等が連携して取組ができるような情報交換や成果の共有等の枠組の構築の必要性について記載しているところです。		
135			学校等で見られる「ビオトープ」については問題山積。現場が意味を理解していないと思います。飼育種の放流、他所からの移入が多く行われています。文科省との連携は出来ているのか、環境省は多少に対し劣位にある気がしてなりません。		外来種問題に係る普及啓発については、3(7)で様々な教育の現場でのわかり易い説明や、国民全体の基礎的知識や関心の向上や理解を深めるための多様な主体との連携の必要性等について記載しているところです。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
136			<p>千葉県のアカゲザル及び交雑問題について 千葉県により特定外来種アカゲザルについては、県事業が実施され成果を上げている。本年度は7月までに300頭以上（本年度目標超）の捕獲があり、年度中に更なる捕獲の可能性があるにもかかわらず、財政難を理由に思うように捕獲は進んでいない。このことをご存知でしょうか？ 県事業では、これまでに1300頭以上の除去を果たしており、本年度はその成果をお大きく更新する絶好の機会。それが県により停滞されている。 環境省にはこの事実は伝わっているのか。伝わらないシステムであれば、外来種法の改正に意義はないと考えます。</p>		<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。 なお、3(4)にも記載している通り、国は地方公共団体等と連携し、地方公共団体等における外来種対策を促進する必要があると考えます。</p>		
137			<p>アカゲとニホンザルの交雑個体対策についても、県の施策の不備により進まないのが現状。</p>		<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>		
138			<p>今回のパブリックコメントに対する意見は3つある。 1つは国内外来生物について現行法ではほとんど規制がないこと。外来生物の供給源であるペット・園芸分野での規制がほとんどないこと。 遺伝子汚染についての情報普及が不十分であることが挙げられる。このうち遺伝子汚染について絶滅危惧ⅠA類のニホンバラタナゴやシナイモツゴなど事例が揃い始めている。 これらの事例を使って「遺伝子汚染に対するページ」などを外来生物法のHPに作ったり小冊子を作り配布するなどはないだろうか。</p>		<p>国内由来の外来種については、3(5)に記載しているとおり、対応の考え方の整理を行い、自然公園法等を活用した対策の検討、条例における規制の推奨、注意喚起等を行うべきであると考えます。 また、ペット等については環境省において、適正な飼養管理について普及啓発を進めているところと認識していますが、我が国の生態系に係る被害を及ぼす又はそのおそれがある外来生物については、必要に応じて特定外来生物に指定されるべきと考えます。 遺伝的攪乱については、3(6)に記載しているとおり、一層の科学的知見の蓄積、普及啓発に努めるべきと考えます。</p>		
139			<p>特定外来生物及び要注意外来生物の指定解除。</p>	<p>選定過程と選定理由に不合理点が多々あるため。日本の自然の現状と特定外来生物法の主旨がずれているため法案そのものを早急かつ抜本的に見直す必要がある。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定されています。選定の基本的な考え方については、「特定外来生物被害防止基本方針」(平成16年10月閣議決定)に整理をされているところです。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
140			<p>今回私が意見したいのはヒキガエル類（オオヒキガエル除く）6種類の除外と、ヒョウモントカゲモドキのリストアップの件です。</p> <p>まずは、ヒキガエルの件ですがオオヒキガエルは確かに世界中に帰化し、生態系を崩しているという例があるのでリストアップは妥当だと思いますがほかの6種に至っては帰化した例を聞いたことがないし、日本の環境では帰化しにくい種類が多いので正直な話、リストアップしている意味がわかりません。</p> <p>むしろ要注意外来生物であるミドリガメや、アメリカザリガニの方が生態系に害を及ぼしていると思います（かといってそちらを特定外来生物にしるとは言いませんが。）</p> <p>あとヒョウモントカゲモドキもリストアップされる可能性があるというのでそれは是非やめていただきたいです。</p> <p>こちらら砂漠にすむ生き物でまず間違いなく日本の気候で帰化する可能性はほぼ無いと言えそうですし、そもそも捨てられたという例も聞いたことがありません。ペットとしてもかなり人気の高い種類なので規制してしまったらペット市場に多大な損害をもたらす可能性があります。</p> <p>いずれにしても「本当に生態系を崩す」という確実な判断ができないのにむやみやたらに規制するのはやはり良くないと思います。</p>		<p>オオヒキガエルを除くヒキガエル属の特定外来生物については、当初未判定外来生物に指定されていたものが、外来生物法の規定に基づき輸入の届出を受けて専門家により、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものと判定され、特定外来生物に指定されたものです。</p> <p>特定外来生物には引き続き、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす又はそのおそれがある外来生物を指定していくべきと考えますが、特定の種の選定の是非については別途検討されるものです。</p>		
141			<p>外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について</p> <p>1. 外来種駆除（特にブラックバス）が先行する形になっているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固有種の保護状況</li> <li>・湖沼や河川の水質改善状況（生活排水・農業・除草剤等の河川流入対策）</li> </ul> <p>上記2点について情報は皆無である。</p> <p>つまり駆除は始めたものの固有種の減少については水質の保全や固有種の保護・繁殖事業は着手されていないのではないかと。駆除を推進するよりは固有種の住みやすい環境を整備し、保護・繁殖を積極的に行ったほうが効果的と考える</p>		<p>本報告は外来生物法の施行状況についてまとめたものですので、水質保全や固有種の保護事業等について詳細を記述することは控えたいと考えますが、14ページ10行目に記載しているとおり、外来種対策は生態系管理の一環として、外来種防除等とあわせてご指摘のような対策を実施していくことが重要と考えますので、ご指摘を踏まえ、14ページ11行目について、以下のとおり修正します。</p> <p>「…当該地域の生態系管理の一環として、国立公園等の管理や希少種の保全等とも連動させて外来種対策を進めていく必要がある。」</p>		
142			<p>外来生物といっても、動物であることに変わりなく、少なくとも爬虫類以上の動物に対しては、外来である以前に動物として守る姿勢を持つべきである。</p> <p>外来であるからという理由、または実態として被害が無いのに被害があると決め付けて駆除するようなことは避けるべきである。こういうのはイジメなどとも結びつく理論である。</p> <p>ほんとうに被害があるとしてそれはどういうものか、駆除以外に方法は無いのかなど、市民だけに任せず国としても厳密に考えるべきである。</p> <p>また、鳥類や魚類など、その往来を制限できないものも多々存在するのであり、流木や自然の漂着物によって陸上性の生き物が往来することもまったく不自然というわけではない。導入は全て人為的な導入と決め付けず、このような視点にも立つべきである。</p> <p>また、教育の問題として、外来種をどう考えるか小学校～高校までの教育（自由に意見を述べさせるなど）を考慮しても良いと考える。</p>		<p>外来種であっても生物をいたづらに傷つけることは当然適切なことではありません。我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、飼養管理を徹底し、防除を行うこととしています。</p> <p>3(7)にも記載しているとおり、外来種問題や生物多様性の重要性について、国民の理解を深めるよう普及啓発を行うことが必要と考えます。</p> <p>なお、本報告では、パブリックコメント版1ページ18行目に記載しているとおり、「人為的に過去あるいは現在の自然分布域外に移動させること」を導入とし、この導入により、自然分布域外に生育・生息するものを外来種と定義しています。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
143			「特定外来生物法」が施行されて5年が経過しますが、今後一層成果の上がることを期待しています。今後の「短期的にまた中期的に講ずべき措置」が確実に実施され、その結果、新たな外来種を生まず、また定着種の縮小や根絶達成が図られることを期待します。広く国民がこの問題を認識し対処してくれることを期待します。		ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
144			殺さない。研究に利用しない。	国が簡単に、生命を粗末にしていると、国民に不安な気持ちが生まれると思うので。いじめや殺人事件等、起こすのは人の心。日常的に殺生が行われているのも、遠くから、関係していると思います。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって問題が起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。		
145			根絶殺害は狂気そのもの。すべきことは侵入を防ぐことではないのか……。改善を強く要求します。国民として黙ってられないことです。		生態系等に深刻な被害をもたらす外来生物については、根絶が可能な種や地域においては、根絶することが処分される個体の総数を減少させる有効な方法であると考えます。侵入防止については、ご指摘のとおり重要なことと認識しており、外来生物法に基づく飼養等の規制の適切な運用や、P12L20～P21L16に記載されている対策が必要と認識しています。また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。		
146			わたしは貴方を信じたいと思います。ただ一言。人間の都合で輸入した『命』をこれまた人間の都合で『根絶/殺害』するのは辞めませんか？人間と同じ命の尊厳を再認識し、この世に無駄な『命』などないことを改めて考え直していただきたい。		特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。		
147			かなり長い文章で読むのが大変でしたが、ざっくり言って、「人の手によって無理やり連れてこられた動物が人の不利益になるという事で殺害し根絶させよう」ということなんですね。これでは無実の動物達があまりにも可哀そうではないか？殺害し根絶させる以外の手立てを考えるのが筋だろう。身勝手に輸入して増えたから殺そうという思想自体に大きな疑問を感じざるをえない。もう少し慎重に議論すべき。		特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修正有無	意見数
148			なぜ募集するのは「背景」に書かれているが、募集した意見が具体的にいつどのように反映されるのか、何の約束も示されていないのは問題があると考えます。とりあえず法律に書いてあるから意見を聞くだけ聞いて、その結果、具体的に何がどう変わったのかが示されないのであれば、パブリックコメントの意義そのものが問われかねません。そもそも、人に意見を求めるのであれば、まずは集めた意見に対し、具体的にどのようなアクションをする用意があるのかそれを示すべきでしょう。言うまでもありませんが、具体的なアクションとは、集めた意見に対する回答をPDFファイルにまとめて公開することではありません。		パブリックコメントの結果については、公開をし、必要に応じてご意見を踏まえた修正等の対応を行っているところです。		
149			日本では、マングース、アライグマ、台湾リス、台湾猿など多くの外来生物が殺されています。外来種は、見つけ根絶（一匹残らず殺してしまう）ことが国の目標に設定されています。ま入れないことが原則としながら、平成23年度末時点で有効な特定外来生物の飼養等許可の件数は約1万6千件、うち1万3千件以上が生業の維持を目的としたセイヨウオオマルハナバチですが、それ以外については3千件、飼養等許可ができています。（PDF5ページ31行）外来生物が野外に出た際、殺してしまうのであれば、基本的に入れたい、入れる場合は、今いっそう厳しくすることを求めたいです。		外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いため、我が国の生態系に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、飼養管理を徹底するとともに、生態系等への被害を防止するために、目的に応じて防除等の対策を講じていくことが必要と考えます。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努め、新たな外来種問題が引き起こされないようにすることが必要と考えます。 なお、ご指摘の飼養等許可は、特定外来生物について、目的や施設・管理方法の基準を審査した上で許可をしているものです。P11L36にも記載しているとおり、飼養等許可を受けた特定外来生物の適切な飼養等管理については一層徹底していくことが必要と考えています。また、許可を受けた場合でも、法に定められた基準に従った管理を行っていない場合や野外に逸出させた場合については罰則等の対象となります。		
150			日本では、マングース、アライグマ、台湾リス、台湾猿など多くの外来生物が殺されています。外来種は見つけ次第、「根絶」（一匹残らず殺してしまう）ということが国の目標に設定されています。（PDF P7.） 外来種が在来種の生息地、生物多様性に大いに影響を及ぼすことを危惧しながら、実際のところ、「増えたら殺す」という流れになっている地域も多くあるのではないのでしょうか。観光として町興しの道具として利用している場所もあり、餌をあげ頭数が増えたことよって、駆除に乗り出したところもあります。 また入れないことが原則としながら、平成23年度末時点で有効な特定外来生物の飼養等許可の件数は約1万6千件、うち1万3千件以上が生業の維持を目的としたセイヨウオオマルハナバチですが、それ以外については3千件、飼養等許可ができています。（PDF5ページ31行）外来生物が野外に出た際、殺してしまうのであれば、基本的に入れたい、入れる場合は、いっそう規制を強化し厳しく設けるべきではないかと思えます。		外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いため、我が国の生態系に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、飼養管理を徹底するとともに、生態系等への被害を防止するために、目的に応じて防除等の対策を講じていくことが必要と考えます。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努め、新たな外来種問題が引き起こされないようにすることが必要と考えます。 なお、ご指摘の飼養等許可は、特定外来生物について、目的や施設・管理方法の基準を審査した上で許可をしているものです。P11L36にも記載しているとおり、飼養等許可を受けた特定外来生物の適切な管理については一層徹底していくことが必要と考えています。また、許可を受けた場合でも、法に定められた基準に従った管理を行っていない場合や野外に逸出させた場合については罰則等の対象となります。		2件

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
151			<p>ご意見申し上げます。まずは、外来生物の件、国、環境省、行政の怠慢の結果です。子供が考えてもわかるようなことに、これまで対策をしないで、今の結果になっているのです。</p> <p>もう入ってきた者は仕方がないんだから、どれだけ環境の変化が出てきようが、これも進化論でいいと思います。</p> <p>犠牲になる人々や動物たちは、1番の被害者ですが、行政にたずさわってきたこれまでの怠慢者たちや、悪どいペット業者、再び言いますが、環境省の役人たちに必ず苦しんで亡くなった動物たちの怨念により末代までの苦しみを味わうことが自然の摂理として帰ってくればいいと思います。本気で取り組む役人が出てくるとも思いません。</p> <p>残念ながら給料でしか判断して入ったものになんかきれいごとにはできないでしょう。それが今の今までの結果です。</p> <p>役人悪質ペット業者責任のない飼い主たちの苦しみを祈っております。</p>		<p>ご意見のとおり新たな外来種問題をひきおこさないためにも、環境省においては、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な飼養・管理、取扱を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。</p> <p>なお、パブリックコメント版1ページ18行目に記載しているとおり、人為的に過去あるいは現在の自然分布域外に移動させることにより自然分布域外に生育・生息するものを外来種と定義しており、人為的な生物の移動を進化ととらえるべきではないと考えます。</p>		
152			<p>アライグマは元々業者がペットとして売るために輸入したものです。飼養が難しいことから飼い主らが野に放って野良化した。それを駆除するために、溺死させるなど、残忍な方法が取られていると聞く。彼らには何も罪もないのに命を奪うのはおかしい。殺すことより、捕獲して隔離し、避妊処置を講じ、徐々に個体数を減らすのが適当と思われる。外来生物でも命を大切にしてほしい。</p>		<p>特定外来生物の防除については、できる限り苦痛を与えない適切な方法にて行うこととして、特定外来生物被害防止基本方針に定めています。防除することは、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えられています。</p> <p>また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していく必要があると考えます。</p>		
153			<p>マンガース導入したけど失敗したから殺そうって勝手ですね。偉くいらっしやいますね人間は。マンガースや屋間活動で、ハブは暗くなってからって誰かが言っているのを見ましたけど、専門家とか導入にあたった人ってどれだけ素人の集まりなんだろうと思いますよ。思うようにいかなかったからなら、ちゃんと責任を持って殺さないで対処すべきだと思う。増えないように去勢、一代限りにするとか、猫でそうしようとしているみたいに。P.14の犬猫もブリーダー、ペットショップで結託してじゃんじゃん生ませるから蛇口で、流行にのったばかり所有者が飽きて捨てる、そして保健所が排水溝で処理する。ペット関係ない納税者が税金こんなのに使われてたまったもんじゃない。じゃんじゃん殺すのも、お偉い人間様のやることは、ガスで窒息させて死んでいるかどうか確認しないで焼却、子犬や子猫は息そう吸わないから生きたまま焼却されている場合もあるって読みましたよ。ありそんなことだし、なんでもかんでも人間やっていいってことじゃないでしょ。イギリスでは対面販売禁止になっているって。先進国に学びましょうよ。動物福祉は日本は開発途上国。どうにかして生かすやりかた考えましょう。生類哀れみの令ですよ。こんなじゃんじゃん好きに殺してるともう大変なことになる。あと、特定外来生物の飼育の許可しない。逃げたり捨てたりそこまで管理は及ばないでしょ。飼育許可ってまったく意味不明。とにかく命を大切に扱ってください。</p>		<p>特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
154			<p>そもそも『特定外来生物による生態系に係る被害』という解釈がおかしいです。アライグマ、台湾ざる、等は日本人がペットや観光用にわざわざ海外から輸入したもの。その動物で収益を得ていたのに都合が悪くなるとすぐ殺す。要らなくなったからといって捨てておいて農作物を荒らすとか、それが原因で繁殖したものを生態系を壊すと言って外来種被害呼ばわりする事、そしてこじつけて殺処分する。それが道徳的におかしく人道からはずれています。被害に遭っているのは動物たち、彼らにしたら人間が害です。</p> <p>祖国にいたら少なくとも親兄弟と離されることは無かったですよ。人間は身内が死んだり生き別れたらこの世の終わりかのように泣き叫ぶ。それを平気で人間は私利私欲のためにしているのです。動物は人間の娯楽のために生まれてきたものではありません。</p> <p>ただ生きようとした手段として農作物を食べに来ているのです。じゃ、あなたがその動物だったらどうしますか？農作物を食べませんか？</p> <p>生態系を壊すと思うならなぜ輸入させたのですか？全てにおいて生態系を壊しているのはこういったことも含め人間が環境破壊しているからです。それくらい『環境省』ならお分かりでしょう？こんなことを繰り返しているから地球は絶滅寸前なんです。我々より数値データもご存知でしょう？</p> <p>何が原因かお分かりですか？心無い発想が自然破壊しているのです。大学のお勉強より人としての想像力を身につけて下さい。農作物を荒らすのが被害なら、せめて今いる動物は行政で保護すべきです。みだりに殺すために我々は血税を払ってはいません。そろそろ表向け美しい裏では恐ろしい国、日本を終結させてください。</p>		<p>外来種問題は、人間活動によって問題が起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。</p> <p>また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。</p>		
155			<p>在来種以外の生物の輸出入をすべて規制すべきである。さらに、ペットショップなどでの販売に際して、非常に安易に在来種以外の動物を販売しており、販売員からの説明や、飼育管理方法、飼育できなくなる可能性、この法律の説明も非常に不十分な状態にある。なにも知らない飼い主の手に渡れば、将来捨てられ、繁殖し、生物多様性を脅かす存在になることは間違いない。動物取扱業者への啓発を必要としており、それを行わなければ生物多様性の崩壊は防ぐことはできない。</p>		<p>外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、飼養管理を徹底していくことが必要と考えます。</p> <p>また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。</p>		5件
156			<p>外来種については広報が全く機能していません。一般の方々に全く知られていないといっても良いくらいです。シンポジウムの開催、AC等TVCMの活用、関係団体、組織への援助、協力・・・国の努力は全く感じられません。現場では戦々恐々の状態。一般の方の善意（メダカの放流等）によっても自体は刻々と深刻化しています。</p>		<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p> <p>外来種問題に係る普及啓発の必要性については、3(7)に記載しているところです。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
157			<p>もし更に厳しくしようとするならば非常に遺憾である。</p> <p>例えばヒョウモンカゲモドキに関しては、日本にはどれだけの飼育者、販売者がいるかを考慮できていないと言える。すでに要注意外来生物に指定されている彼らは法が厳しくなればほぼ確実に規制対象になるはずである。命という世界で最大の神秘に触れる機会をまたひとつ失うということになる。既定の「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」ですら、健全な活動をしようとする者にとっては大きな妨げである。ウシガエルなどは日本では見られない大型のカエルでかつ以前は安価であったため、解剖や実験などにおいては非常に有用であったはずだ。しかし私のような中学生などの立場にある者にとって、それができないということは知的活動を妨げ、好奇心を持て余すこととなる。かろうじて使用できるアフリカツメガエルまで規制対象になれば、日本の学生はひとつ貴重な経験を失うことになるだろう。しかし、侵略的外来種が日本の生態系に及ぼす影響も無視できるものではなくなっているのも事実。ミドリガメ、アメリカザリガニ、ブラックバスなどは生物について少し見識を持っている人ならもはや常識といえる問題である。ただ、中学生世代の意見として、まだ小学生にもならない頃は、アメリカザリガニなどは身近な生物として親しいもので、また大人達もそれを飼うことを抑制しようとはしなかった。飼えなくなったら逃がしてくれればいい、またそうしたほうがいいという大人たちの考えもあったように思う。しかしそれは「動物愛護法」や、動物を大切にしようなどという風潮が生み出した誤りである。先には特定外来法のことを言ったが、「動物愛護法」こそ我々が最も疎ましく思っているものである。第一条には「～国民のあいだには動物を愛護する気風～」とあるが、これは何も知らない偽善者たちと一部のモラルのないもの、さらにはバブルという社会の雰囲気が生み出した大きな失敗である。正すべきはこの風潮だ。日本に外来種が増えたのはこれの影響もあるというのが個人的見解だ。もちろん動物を大切にすることは大切だが、「愛護」などといい、更に間違った方向に（動物を逃がすなど）それを向けたために今の事態が起きている。マスコミはその思想を推進したほうが評判は上がるだろうが、真実を伝えなければならない。いくらカミツキガメなどを報道したところで、川原に行けば金魚を逃がす人をよく見る。自分は関係ないと思っているかのように。生態系をめちゃくちゃにするコイも、なぜだか知らぬが放流されているところも多い。やたらと法律を制定したところで生態系の現状は変わらない。むしろこれらに興味を持つ健全な者にとっては妨げとしかならない。正しいことを国民が知ることが最も大事だ。</p> <p>たらと法律を制定したところで生態系の現状は変わらない。むしろこれらに興味を持つ健全な者にとっては妨げとしかならない。</p> <p>正しいことを国民が知ることが最も大事だ。</p>		<p>特定外来生物には引き続き、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす又はそのおそれがある外来生物を指定していくべきと考えますが、特定の種の選定の是非については別途検討されるものです。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、環境省においては、外来種対策はもとより、動物の適正な飼養・管理、取扱について普及啓発に努めていくべきと考えます。</p>		
158			<p>外来生物対策の大きな問題点は、普及・啓発である。今回の報告「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」(案) &lt;以下、今後講ずべき必要な措置&gt;は専門用語も多く、国民からの意見聴取(パブリックコメント)を行う為には、用語の解説を作成するべきである。</p>	<p>一般には分かりにくい専門用語が多く「今後講ずべき必要な措置」は改善が必要である。例えば「遺伝的形質」「不可逆的に深刻化」「同属等近縁の種」「低密度管理」等</p>	<p>ご意見を踏まえ、必要な箇所に説明を追加するなどします。</p>	○	

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
159			琵琶湖などで行われてる電気ショックなる船や、藻狩り、リリース禁止について。	<p>電気ショック船について、外来生物を駆除する目的で作られた船だと思いますが、水の中に電気を流す→電気を流した一体の魚すべて虐殺していませんか？そして毎日稼働して結果をだしているのでしょうか？すべての魚を殺してしまうなら、駆除できてるとは到底思えないです。その地域の全ての生態系の駆除をしてしまう理由ならわかりますが、そんな船を作る、稼働するコストがあれば他のことにお金を使うべきだと思います。</p> <p>リリース禁止、駆除について、外来生物が日本の水域にはいって生態系が乱れるのは避けるべきところだと自身も思います。ただ、ライギョ、ブルーギル、ブラックバス等もう定着してしまった生物をリリース禁止、駆除してもキリがないんじゃないでしょうか？特にブラックバス釣りは、今、景気のいい産業になってるで、経済的利用効果が特に得られるものだと思います。そちらを有効に活用できるようにするほうが今後先での日本の利益にも繋がるんじゃないかと思いました。</p> <p>琵琶湖で行われてる藻狩りについて、外来生物法とは関係ないのですが、今年の琵琶湖はかなり異常な水質になったと聞きます。はっきりした原因はわかってませんが、水を浄化する藻を刈ってしまうことはかなりの水質汚濁に繋がるはずで、藻は生物のたまり場になるはずなのに刈ってしまうれば日本古来の生物もろとも減ってしまう可能性しかありません。</p>	琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。		
160			<p>オオクチバスが特定外来生物に指定された理由は経済的要素が強い在来種（固有種）を食い尽くすまたは減少されるという理由で漁師が困るや、滋賀県が駆除名目の予算が欲しいなどが理由</p> <p>在来種（固有種）保護が目的であるとすれば、オオクチバスが指定されて琵琶湖のマスが指定されていない理由がない</p> <p>琵琶湖のオオクチバスに関わる判例の中にある、オオクチバスが在来種（固有種）を減少させていると結論付けさせた研究を見たが、確実な科学的根拠ではなく、あくまで推測の域を出ない。推測の域を出ない相関関係のみならば、オオクチバスより水質のほうが在来種（固有種）減少への影響が大きい。</p> <p>経済的要素は無視出来ないもので、多分、おそらくといった理由でもオオクチバスを排除といった流れは仕方のない事かもしれない。しかし、事実を伝えてほしい、在来種（固有種）保護が名目で誤解が生じる、またオオクチバスが在来種（固有種）を減少させているというのは可能性が無い事はないといったレベルである。</p> <p>バス釣りが好きな人は多く、釣り具、ガイドなどそこに経済活動もある。オオクチバスを利用するという検討はしているのか、しているのであれば内容も公表して欲しい。</p> <p>釣り人としてはその検討もきちんとされていて、検討にツッコムの余地があると嬉しい。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定されています。オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、外来魚の駆除により、在来魚の種数など、在来生態系が回復している水域も確認されています。</p> <p>また、外来生物法では、オオクチバスの釣り等の行為を禁止しているものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない釣りは行うことができるものです。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
161			<p>特定外来生物の議論には、偏った意見が多いように感じられますが、これは聞く側の立場であるために、偏っていると感じてしまう内容が含まれているのが実情です。</p> <p>しかし、公平なジャッジの基での公式見解となれば、また、その聞き方も変わり、建設的な意見や判断が可能になると考えます。</p> <p>是非、有識者と言われる方々のみの検討会ではなく、商的观点や、文化的観点での議論も必要で、公正明大に誰もが聞いて納得できる法律であってほしいと考えます。</p> <p>この法律は、原子力と同じく、自然界を対象しており厳格な法律であるべきと考えますが、現状は、営利関係のしがらみを考慮した「やり過ぎ法律」でしかないと思います。</p> <p>「これ以上の外来生物の侵入をさせないのか」と言う観点での法律なのか、「どうやって侵入した外来生物と付き合っていくのか」等、バランスを重視し、分離した議論も必要と考えます。(金と建前は切り離す)</p>	<p>例えば、ブラックバスでは、補助金目当てに反対運動を繰り広げている漁協があり、また、それを支援する市会議員が存在しています。</p> <p>また、外来鱒は食用として、釣り対象魚として商的に成立し易いと思われ、飛騨地方の上流でも確認できるほど繁殖してしまっており、固有生物に対して問題となっている事実を伏せるようにして遊魚券を販売している漁協があります。</p> <p>商的成功を収めている地方も有れば、上記のような抜け駆けのような地方が存在している事実は、みんなが知っている矛盾です。</p> <p>その「みんなが知っている矛盾」が存在するうちは、法律として成熟せず、守る意識が低い「飾りの法律」だと考えます。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定されています。また、指定にあたってはパブリックコメントの実施や、利用されている種の場合には利用側の意見も聴取し検討が進められています。</p> <p>また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。</p>		
162			<p>特定外来種、オオクチバスは、明治時代に芦ノ湖に放流されてから、漁師さん、漁業関係者方々は漁業料金を払って、生活面、もしくは、観光費用などに、地域活用されております。また、一般の釣り人、ポート屋さんなど、震災イベントなどを、はじめ一部義援金を震災者の方々に寄付されております。その為、オオクチバスを生活面で利用されている方々の為にも、排除されてしまうのは、漁業関係者の方々の生活面にも大きく影響してしまう事でもあるので、好ましくないと考えております。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定されています。</p> <p>また、外来生物法では、外来生物法に基づく許可を受けた施設での飼養等や釣り等は禁止されているものではありません。こうしたイベント等による義援金等が否定されるものではないと考えます。</p>		
163			<p>河口湖はブラックバス釣りを有料化することにより地元の環境保護を行っています。</p> <p>ブラックバスがいる湖でも絶滅したとされるクニマスが生きていたなど、環境に影響があるのは人間の方だと思います。</p> <p>駆除に資金を使うのではなく環境保護に使うより良い湖にするべきだと思います。</p>		<p>パブリックコメント版14ページ10行目に記載しているとおり、外来種対策は生態系管理の一環として、外来種防除等とあわせてその他環境保全の対策を実施していくことが重要と考えます。</p>		
164			<p>今回の外来生物にブラックバスを入れなくて頂きたい。バスフィッシングは世間に普及している短な競技として認知されています。気軽に自然と対話できるツールとしても活躍している。子供から大人まで楽しめるスポーツである。プロ競技としても発展しているし、環境にも優しい開発を各釣り具メーカーも日々進化している業界である。釣りにより各地域にも多大なる利益を落とされているし、盛り上がりを見せている。釣りガールといったブームも巻きおきているのが現状である。そんな多大なる利益をもたらすスポーツ競技の進展を後退させるのは良くないと思います。メディアはバスフィッシングの良い所を流さず、アラ探しをするように見えます。バスフィッシングは私が子供の頃からあるもので、30年以上昔からあるものです。今更なぜにこんな事に税金がつかわれるのかが分かりません。外来生物に入れるような馬鹿な事は止めて頂きたい。在来魚が減少したのを人間のエゴで隠さないで頂きたい、乱獲や護岸整備、農業で在来魚が減少してる調査もするべきです。それらを平等な視点で判断して頂きたい。私は外来生物にブラックバスを入れるのは反対です。</p> <p>またそれに税金を投入するのは反対です。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定されており、ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)についても特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価され、平成17年から特定外来生物に指定されています。</p> <p>また、外来生物法では、ブラックバスの釣り等の行為を禁止しているものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
165			ブラックリストを作り、優先順位付けて殺す。日本人はそれだけの知恵しかないのか？国民の税金を、邪魔だから殺すという短絡的な解決策に使わないで貰いたい。生かしながら増やさない対策に資金と人材を投入すべき。それが生命を尊ぶ、正しい人間の生き方だ。大人が子供達に教えることだ。		特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって問題が起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。 なお、外来種ブラックリスト(仮称)についても、防除だけでなく、適切な飼養等管理や国内に未導入のものについての導入の防止等の取組が進むことが期待されます。		
166			<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物が野外に出た際、殺してしまうのであれば、基本的に入れないようにしてください。</li> <li>・外来種に関する調査研究は、日本国内では行わないようにしてください。現地で行えば良いことです。また、調査研究は「殺さないための調査研究」を行うこと。</li> <li>・学術研究や防除を目的とした特定外来生物の野外への放出については、マンガースの二の舞を踏まぬよう、認めないようにしてください。動物を殺すことになり得る行為は一切認めません。</li> </ul>		<p>外来生物を日本に入れないための対策としては、P12L20～P13L16に記載しているとおりです。</p> <p>外来生物の調査研究については、日本の環境下で、もしくは実際の防除対策に沿って行うことで有効な成果が出るものがあると考えます。</p> <p>このため、これらについては原案のとおりとします。</p> <p>特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資することを目的とし、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施すべきと考えます。</p> <p>効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことも有効な場合があると考えます。</p> <p>このため、P12L16～18を以下の通り修正します。</p> <p>「学術研究や防除を目的とした 特定外来生物の野外の放出については、規制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、<u>防除の推進に資することを目的とし、新たに被害を発生させない範囲内</u>で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。」</p>	○	
167			<p>特定外来生物といっても、我々と同様に、個々に感情を持ち苦痛を感じ、必死で生き抜こうとしている同じ動物である。まず最初に殺処分ではなく、不妊去勢による長期的な穏やかな消滅を行うことを検討すべきである。なお、防除の手段が殺処分という短絡的な方法になる場合は、世界的な常識で認められている安楽死を行うことを義務付けてください。</p> <p>※過麻酔による安楽死 ※二酸化炭素による安楽死は個体ごとの管理がなくては安楽死にならない</p>		<p>特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えており、絶滅が危惧される希少種の減少要因になっている等、生態系等に深刻な被害をもたらしている特定外来生物については、自然環境から迅速に取り除く必要があると考えます。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。処分を行う際は、特定外来生物被害防止基本方針にあるとおり、「できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う」ことが必要であると考えます。</p>		4件

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
168			淀川水系(特に淀川本川)では、ヌートリアが数多く繁殖しています。これが琵琶湖に入ると取り返しがつかないこととなります。このように実態がかなりよくわかっており、更なる拡大が取り返しのつかないことになりそうな時には、管理者に強く防除勧告を出すように制度化を図る必要があります。 従来、植物食と言われていたヌートリアが2枚貝を食べることが確認されました。淀川ではタナゴ類の産卵床として保護に重点を置いているイシガイなどが大量に食べられています。このような点からも早急に防除の必要があります。		ご指摘のとおり、優先的、緊急的に防除を実施すべき種の明確化が重要と認識しており、P13L20にあるとおり、防除の優先度の考え方を整理し、迅速な判断と対応ができるようすべきと考えます。また、迅速な対応のためには、情報収集が重要ですので、P14L4～9にありますとおり、情報収集と提供の体制を整えていくべきと考えます。ヌートリアの防除についても上記の対応がなされることで、必要な対応をとるべきものと考えます。		
169			過去において外来生物が在来生物に与えた影響を考えれば総ての外来生物の輸入を原則禁止すべき。 学術的な研究など例外はあってもよいかもしれないが商業販売など個人の手に渡れば野に放たれ帰化する危険性が高い。 規制されてない外来生物がペットとして輸入販売され帰化してるとの情報もある。 個人でも繁殖が容易な種は尚のこと野に放たれ帰化する危険性が高い。 一度帰化してしまった生物をすべて排除することが困難なのは過去の例からも明らか。 しかし、在来生物ばかりでなく人の手によって放たれた外来生物も本来は被害者だ。 過去の過ちを繰り返さない為には外来生物を国内に入れない以外にない。 これ以上不幸な生き物を増やさない措置をとっていただきたい。		外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、管理を徹底していくことが必要と考えます。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要です。		
170			防除されてしまう不幸な事例の減少のためにも、海外からのペットとしてのすべての動物の輸入をより厳密に制限・禁止するべきである。珍しい動物の収集という個人の楽しみと動物取引業の収益は将来的に生物多様性を脅かす(=動物を防除する)大きな原因となっていることは明白である。そのため、在来種以外は特定外来生物指定すべきである。		外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、飼養管理を徹底していくことが必要と考えます。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。		5件
171			兎に角簡単に殺処分しないこと。外来動物も好き好んで日本に来たわけではない。原因は人間のエゴからきている。動物も人も限りある等しい命です。彼らも生きようとして人間と摩擦を起こしている。お分かりのように人が人に危害を加えるのと動機が違います。彼らも生きのために必死です。どうか想像力を働かしてください。兎に角商売のために生き物を輸入することは法律で禁止してください。それがすべての原因です。		外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものもあり、生活にも密着しているものも多いことから、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物については外来生物法に基づき特定外来生物として輸入・飼養等を規制し、管理を徹底していくことが必要と考えます。 また、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応案	修文有無	意見数
172			法面緑化に関する記述を加えるべきである	法面緑化に関する対策は、「生物多様性国家戦略2012-2020」では、具体的な対策が複数個所見受けられるが「今後講ずべき必要な措置」には記述がない。国家戦略と整合性を取るためにも記述を加えるべきである。	ご指摘の内容に関して、P11L5に、外来種ブラックリスト(仮称)の作成にあたって掲載種の社会・文化的位置づけも踏まえつつ、適切な利用のあり方等含めて示すことの必要性を記載しているところです。緑化については、外来種利用の一例であり、ここで個別の言及はしませんが、別途行われる外来種ブラックリスト(仮称)及び外来種被害防止行動計画(仮称)の作成にあたっては、緑化植物の利用のあり方についても検討されるべきものと考えます。		